

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 納税告知処分等取消請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税等決定処分等取消請求事件(第2事件)
国側当事者・国(武蔵野税務署長、北沢税務署長、国税不服審判所長)
平成25年4月16日棄却・控訴

判 決

第1事件及び第2事件原告	甲
同訴訟代理人弁護士	大森 一志
同	松阪 健治
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
第1事件処分行政庁	武蔵野税務署長 澤田 耕
第1事件裁決行政庁	国税不服審判所長 生野 考司
第2事件処分行政庁	北沢税務署長 福岡 敏夫
同指定代理人	菊池 豊
同	浅見 茂晴
同	久保 俊明
同	股村 裕文
同	福川 真
同	牧迫 洋行
同	古嶋 敬三
同	石井 正

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙1のとおり

第2 事案の概要

第1事件は、原告が、武蔵野税務署長から、原告は、いわゆるキャバクラ店を経営し、各店舗に勤務する各ホステス及び各従業員並びに原告がキャバクラ事業の管理を行っていた事務所に勤務する各従業員に対し、給与等を支給していたにもかかわらず、原告が給与等の支払者ではないかのように仮装し、源泉徴収に係る所得税(以下「源泉所得税」という。)をいずれも各法定納期限ま

でに国に納付しなかったとして、平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉所得税の各納税告知処分及び重加算税の各賦課決定処分を受けたため、上記各処分の取消しを求める審査請求を国税不服審判所長にしたところ、国税不服審判所長から、上記各処分の一部を取り消し、その他の審査請求を却下ないし棄却する旨の裁決を受けたことについて、原告は、各ホステスらに支払われた金銭に係る源泉徴収義務者ではなく、また、上記裁決には、源泉所得税額の計算の基礎とされた各ホステスらに支払われた金銭の金額の明細の認定判断が示されていない違法があるなどと主張し、上記各処分及び上記裁決の取消しを求める事案である。

第2事件は、原告が、北沢税務署長から、原告は、キャバクラ店及び居酒屋店を営むとともに、キャバクラ店の店舗を第三者に転貸し、所得を得るなどしていたにもかかわらず、これらの事業により生ずる所得が原告に帰属するものではないかのように偽装するなどし、所得税、消費税及び地方消費税を免れていたとして、平成13年分から平成16年分までの所得税の各決定処分又は各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分並びに平成15年1月1日から同年12月31日まで及び平成16年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分及び重加算税の各賦課決定処分を受けたことについて、キャバクラ店等の経営主体は原告ではなく、これらの事業により生ずる所得は原告に帰属せず、また、隠ぺい及び偽装行為はないなどと主張し、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 争いのない事実

(1) 第1事件について

武蔵野税務署長が原告に対してした平成14年1月から平成17年4月までの各月分（以下「本件各月分」という。）の源泉所得税の各納税告知処分及び重加算税の各賦課決定処分並びに国税不服審判所長が原告に対してした裁決の経緯は、別紙2-1から2-3までのとおりである（なお、以下、別紙中の略語は本文においても同様に用いる。）。

(2) 第2事件について

北沢税務署長が原告に対してした平成13年分から平成16年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税の各決定処分又は各更正処分、平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間及び平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下、それぞれ「平成15年課税期間」及び「平成16年課税期間」といい、これらを併せて「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各決定処分並びにこれらの重加算税の各賦課決定処分並びに国税不服審判所長が原告に対してした裁決の経緯は、別紙3-1から3-6までのとおりである。

2 被告が主張する各処分等の根拠及び適法性

被告が主張する各処分等の根拠及び適法性は、別紙4のとおりである。

3 争点

(1) 第1事件について

ア 本件各ホステスに支払われた金銭が、給与等（所得税法28条1項、183条1項）に該当し、原告が、本件キャバクラ事業の経営主体として、上記給与等について源泉所得税の徴収義務を負うか否か。

イ 源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらに支払われた金銭の金額の明細を明らかにしないでされた各納税告知処分が適法か否か。

ウ 源泉所得税の納税地をAビル事務所の所在地とする各納税告知処分等が適法か否か。

エ 源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらに支払われた金銭の金額の明細の認定判断を明らかにしないでされた本件裁決が適法か否か。

(2) 第2事件について

ア 本件各事業の経営主体が原告であり、その所得が原告に帰属するか否か。

イ 平成13年分及び平成14年分の所得税の各決定処分において認定された事業所得の金額に誤りがあるか否か。

ウ 原告がB発行に係る私募債の償還差益等及び乙に資金を預けて運用を依頼したことによる運用益に係る雑所得を得たか否か。

エ 各賦課決定処分が適法か否か。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)ア(本件各ホステスに支払われた金銭が、給与等(所得税法28条1項、183条1項)に該当し、原告が、本件キャバクラ事業の経営主体として、上記給与等について源泉所得税の徴収義務を負うか否か)について

ア 被告の主張

(ア) 別紙11順号1から14まで及び16の各キャバクラ店の店舗(以下「本件各店舗」という。)に勤務する各ホステス(以下「本件各ホステス」という。)は、事前に原告と合意した勤務形態に基づき本件各店舗において管理され、それぞれ所定の就業時間及び就業場所において接客等をしていたものであり、原告ないしその委任を受けた丙(以下「丙」という。)又は各店長から空間的、時間的な拘束を受け、継続的に労務又は役務の提供をし、その接客等の労務提供の対価として、所定の時給を基礎に算定される一定の保証がされた現金の支払を受けていたものであり、給与支給者との関係において、その提供した労務又は役務の対価として現金の支給を受けていたのであるから、原告から本件各ホステスに支払われていた金銭は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当し、同項に規定する給与所得に該当する。

(イ) 上記(ア)のとおり、本件各ホステスに支払われた金銭は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当するところ、給与等に係る源泉徴収義務者たる同法183条1項に規定する給与等の支払をする者とは、ある事業において雇用関係等に基づく人的役務の提供を受け、これにより生ずる当該事業上の収益を享受するとともに、当該役務の提供に対して対価の支払義務を負う者、すなわち当該事業の経営主体をいうものと解される。

そして、本件各店舗の経営に係る事業(以下「本件キャバクラ事業」という。)は、もともと原告が経営していたミュージックパブをキャバクラ店に変更したことに端を発し、それを拡大していったものであり、その後の各店舗の収益の管理状況及び原告の本件キャバクラ事業への関与状況等からすれば、本件キャバクラ事業の経営主体は、原告であることが明らかであるから、本件各ホステス及び本件各店舗に勤務する各従業員並びに本件キャバクラ事業の管理が行われていた事務所(東京都武蔵野市●●Aビル3階所在の事務所であり、以下「Aビル事務所」という。)に勤務する各従業員(以下、これらの者を併せて「本件ホステスら」という。)に対する金銭の支払者は、原告と認めるのが相当であり、上記金銭に係る源泉徴収義務者も原告と認められるべきである。

イ 原告の主張

(ア) 本件各店舗に勤務する本件各ホステスについて、出勤日や入退店時刻等は、本件各ホ

ステスと各店長との話合いで決められており、本件各ホステスへの支給額は、売上バック制度や同伴バック制度等によって加算されており、本件各ホステスの技能や人気に応じて大きく増減しているのであって、給与といえず、本件各ホステスが行っていたホステス業は、所得税法27条1項に規定するサービス業その他の事業であり、本件各ホステスに支払われた金銭は、同法204条1項6号に規定する報酬に該当し、同法28条1項に規定する給与所得ではなく、同法27条1項に規定する事業所得に該当する。

(イ) また、本件キャバクラ事業の経営主体は、原告ではなく、丙が設立した有限会社C（以下「C社」という。）であり、C社が、本件各ホステスに対し、請負契約又は雇用契約に基づき、報酬又は給与の支払義務を負う者である。

(2) 争点(1)イ（源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらに支払われた金銭の金額の明細を明らかにしないでされた各納税告知処分が適法か否か）について

ア 被告の主張

通則法36条1項は、税務署長は、源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかったものを徴収しようとするときは納税の告知をしなければならないと規定し、同条2項は、納税告知は、税務署長が、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行うと規定する。

これを本件についてみると、第一次各告知処分に係る平成18年9月13日付け「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」（乙24の1）及び第二次各告知処分に係る平成19年2月27日付け「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」（乙25の1。これらを併せて、以下「本件各告知書」という。）には、いずれも納付すべき税額、納期限及び納付場所がそれぞれ記載され、通則法36条2項に規定する各記載事項は全て記載されており、本件各告知書の記載事項はいずれも適法である。

イ 原告の主張

各納税告知処分は、源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細、すなわち当該報酬等の算定の基礎とされている基本給や手当等の金額及び受給者の氏名及び住所並びに受給者別の源泉所得税額を明らかにしないままされたものである。

したがって、各納税告知処分の前提となっている納税義務の存否のみならず、その範囲が不明であるから、各納税告知処分は、違法である。

また、所得税法222条においては、源泉徴収義務者の求償権が認められているところ、各納税告知処分において、納付すべき税額の計算の基礎とされた受給者別の源泉所得税額等が明らかにされなければ、納税告知処分により納付すべきこととなった源泉所得税に相当する金額を各受給者に求償することが不可能となってしまうから、同条が認める求償権を実効あるものとするためには、通則法36条2項に規定する納付すべき税額の記載としては、納付すべき税額の計算の基礎とされた受給者別の源泉所得税額等の記載が必要であると解されるから、源泉所得税額の計算の基礎を明らかにしないままされた各納税告知処分は、違法である。

(3) 争点(1)ウ（源泉所得税の納税地をAビル事務所の所在地とする各納税告知処分等が適法か否か）について

ア 被告の主張

所得税法17条（平成19年法律6号による改正前のもの。以下同じ。）は、同法28条

えられるところ、ある者がこのような事業者に当たるか否かについては、当該事業の遂行に際して行われる法律行為の名義に着目するのはもとより、当該事業が行われてきた経緯、収益の管理状況及び当該事業への関与状況等を総合し、経営主体としての実体を有するかを社会通念に従って判断すべきである。

上記判断基準に照らせば、以下のとおり、別紙11順号12、14及び16から19までの各店舗をキャバクラ店等として使用できるように改装して第三者に転貸する事業（以下「本件店舗転貸事業」という。）及び「D」を経営する事業（以下「本件居酒屋事業」といい、「本件キャバクラ事業」及び「本件店舗転貸事業」と併せて「本件各事業」という。）の経営主体はいずれも原告であり、これらの事業から生ずる所得はいずれも原告に帰属するというべきである。

すなわち、本件キャバクラ事業については、上記(1)ア(イ)のとおり、本件キャバクラ事業が行われてきた経緯、収益の管理状況及び本件キャバクラ事業への関与状況等からすれば、本件キャバクラ事業の経営主体が原告であることは明らかであり、本件店舗転貸事業については、原告が、本件店舗転貸事業に係る決定権を有し、その費用を負担し、収益を管理していたと認められるから、本件店舗転貸事業の経営主体は原告であるというべきであり、さらに、本件居酒屋事業については、本件居酒屋事業が開始される際の諸費用の負担状況、本件居酒屋事業から生じた収益の管理状況及び原告の本件居酒屋事業への関与状況からすれば本件居酒屋事業の経営主体が原告であることは明らかである。

イ 原告の主張

事業所得の帰属者は、収益が実質的に帰属する主体は誰かという観点から判断されなければならないところ、本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業については、確かに、原告は、原告名義の普通預金口座等に入金された各事業の売上金を使用するなどしていたが、これは、原告がC社に対してした営業譲渡の代金、営業譲渡後の経営指導の対価、新たに開店した店舗についての資金援助等の対価等として受領したものにすぎず、経営主体はいずれもC社である。また、本件居酒屋事業については、原告は、丁（以下「丁」という。）に対し、「D」を月額50万円で転貸し、丁が、Dの売上金や経費等を自ら管理するとともに、従業員の雇い入れを自ら判断して行っていたのであり、原告は、同店の経営に関与していなかったのであって本件居酒屋事業の経営主体は、丁である。

(6) 争点(2)イ（平成13年分及び平成14年分の所得税の各決定処分において認定された事業所得の金額に誤りがあるか否か）について

ア 原告の主張

(ア) 平成13年分の所得税の決定処分において認定された事業所得の金額については、以下のとおり、必要経費が控除されておらず、明らかな誤りがある。

a 水道光熱費について

水道光熱費には、C社名義の普通預金口座から口座振替で支払われていたものがあるが、これが欠落してしまっており、明らかに過少である。

平成13年分の水道光熱費の金額は、合計689万0904円を下らない。

b 旅費及び交通費について

旅費及び交通費として、「両替状況」に記載された合計17万8000円のみが認定されている。

しかしながら、C社は、平成14年9月以前には、交通の便が良くないE及びFにおいて、帰宅等にタクシーを利用したホステスに対し、交通費を支給しており、平成13年に支払われたタクシー代の金額は、Eについて、173万7490円、Fについて、150万4410円、合計324万1900円である。

したがって、平成13年度の旅費及び交通費の金額は、合計341万9900円を下らない。

c 通信費について

通信費が認定されていないが、各店舗で支払われていた電話代については、「リスト表」や「月間状況」に記載されており、「リスト表」に記載されていたG、E及びHの3店舗の電話代の金額だけでも、合計56万1635円となり、平成13年分の通信費は、同金額を下らない。

d 福利厚生費について

福利厚生費が認定されていないが、C社においては、従業員の士気高揚のため、各店舗の幹部や従業員を飲み連れていたり、成績の良かった店舗の従業員に対し報奨を出しており、Iの転貸料月額50万円をこのような経費に充てていたから、平成13年分の福利厚生費の金額は、毎月50万円として、合計600万円を下らない。

e リース料について

リース料として「両替状況」に記載された776万円のみが認定されている。

しかしながら、Jリース料が欠落しており、明らかに過少である。

「リスト表」に記載された平成13年のJリース料の金額は、少なくとも163万5433円となっており、平成13年分のリース料の金額は、合計939万5433円を下らない。

(イ) 平成14年分の所得税の決定処分において認定された事業所得の金額については、以下のとおり、必要経費が控除されておらず、明らかな誤りがある。

福利厚生費について

平成14年4月以降について、月額50万円の福利厚生費が認定されているが、Iの転貸料月額50万円を従業員の福利厚生費に充てていたのは同様であるから、同年1月から同年3月までについても、毎月50万円、合計150万円の福利厚生費が認められるべきである。

イ 被告の主張

(ア) 平成13年分の所得税の決定処分において認定された事業所得の金額について

a 水道光熱費について

電気料金、水道料金及びガス料金（以下「水道光熱費」ともいう。）については、水道光熱費の科目において、18万4000円が認定されているほか、以下のとおり、地代家賃及び雑費の科目において、必要経費として認定されている。

(a) 地代家賃として認定された水道光熱費について

賃貸借契約において、電気料金及び水道料金又は水道光熱費及び共益費等を地代家賃と併せて支払うこととされるものについては、地代家賃の科目において、必要経費として、以下のとおり認定されている。なお、賃貸借契約において、水道光熱費及び共益費等を地代家賃と併せて支払うこととされており、それぞれの費用の金

額が明らかでないものについては、水道光熱費及び共益費等として認定されている。

電気料金 763万5150円

水道料金 217万5665円

水道光熱費及び共益費等 381万6399円

合計 1362万7214円

(b) 雑費として認定された水道光熱費について

「月間状況」に記載されたもののうち、雑費として認定された779万5493円には、ガス料金10万1301円及びガス料金をその他の費用と併せて支出した21万4655円が含まれている。

同様に、「両替状況」に記載されたもののうち、雑費として認定された783万9000円にも、水道光熱費をその他の費用と併せて支出した408万円が含まれている。

b 旅費及び交通費について

原告は、平成13年分のホステスの深夜タクシー代を支払ったと主張するが、これに沿う証拠としては、丙の陳述書(甲6)を提出するのみである。丙の陳述書の内容は具体性に欠ける上、他に支払の事実を具体的に示す証拠は何ら存在しないことに鑑みれば、原告がこれらの費用を必要経費として支払った事実を認めることはできない。

c 通信費について

原告が主張する電話代は、「リスト表」から抽出したものである。

これに対し、平成13年分の所得税の決定処分においては、「月間状況」及び「両替状況」に基づき、雑費の金額が認定されているところ、「リスト表」に記載された通信費については、「月間状況」の「その他」欄又は「雑費」欄に記載されている。

したがって、原告が主張する通信費の金額については、雑費の科目において、必要経費として認定されている。

d 福利厚生費について

上記bと同様に、原告は、平成13年分の従業員との飲食代等を支払ったと主張するが、これに沿う証拠としては、丙の陳述書(甲6)を提出するのみである。丙の陳述書の内容は具体性に欠ける上、他に支払の事実を具体的に示す証拠は何ら存在しないことに鑑みれば、原告がこれらの費用を必要経費として支払った事実を認めることはできない。

また、ある支出が必要経費として控除され得るためには、それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならないところ、キャバクラ事業において、原告が主張する費用は、必ずしも事業の遂行上必要な費用であるとはいえない。

さらに、ある年分において、必要経費として認定しているからといって、その支払の事実すら確認することができないその他の年分について、それを当然に必要経費として認定すべきものではない。

e リース料について

原告は、少なくとも平成13年分のJリース料として163万5433円が認定されるべきであると主張する。

しかしながら、平成13年分のJリース料及びカラオケ代について、リース料として認定した776万円のほか、雑費においても、「月間状況」に基づき、合計267万4638円が認定されており、原告が主張する上記金額については、雑費の科目において、必要経費として認定されている。

(イ) 平成14年分の所得税の決定処分において認定された事業所得の金額について
福利厚生費について

上記(ア)dと同様に、原告は、平成14年1月から同年3月までの分の従業員との飲食代等を支払ったと主張し、これに沿う証拠として、丙の陳述書(甲6)を提出するが、丙の陳述書の内容は具体性に欠け、原告が、これらの費用を必要経費として支払った事実を認めることはできない。

また、キャバクラ事業において、原告が主張する費用は、必ずしも事業の遂行上必要な費用であるとはいえず、さらに、ある年分において、必要経費として認定しているからといって、その他の年分について、それを当然に必要経費として認定すべきものでもない。

(7) 争点(2)ウ(原告がB発行に係る私募債の償還差益等及び乙に資金を預けて運用を依頼したことによる運用益に係る雑所得を得たか否か)について

ア 被告の主張

(ア) 本件私募債に係る償還差益等について

原告は、Bに対する投資に係る所得については、所得は実現していないと主張するが、B発行に係る別紙8の各私募債(以下「本件私募債」という。)は、償還期限が短期間のもののほか、償還期限に確定した利益だけを分配するのではなく、償還期限までの期間を4半期に分け、それぞれの期間で運用益が発生した場合には償還期限前にも利益の分配がされるものである。したがって、償還期限及び4半期ごとの利益分配の精算日に運用益が発生していれば、購入者には償還差益等を請求する権利が確定的に発生し、その時点で所得が実現することになるから、その償還差益等は、その権利が発生した日の属する年の課税所得に算入される。

そして、本件私募債の償還差益等は、償還差益等に係る運用報酬等及び送金手数料の金額を支払い、実際に別紙8の「決済(入金)年月日」欄のとおり入金されているのであるから、本件私募債の償還差益等は、償還期限及び利益分配精算日において、平成15年中に合計826万3566円、平成16年中に合計418万7055円の金額で、その権利が確定していることは明らかである。

(イ) 本件提供資金の運用により得た利益について

原告は、乙との間で、原告が平成11年から平成16年までの間に乙に提供した資金(以下「本件提供資金」という。)の運用期限あるいは運用利益の支払期日等をあらかじめ定めず、その運用を乙に任せていたものである。原告は、乙に対して、平成11年から平成16年までの間に本件提供資金として合計5372万0820円を提供し、これに対して、平成16年中において、乙から合計6521万0323円を受領しているものである。

したがって、原告は、乙に本件提供資金を提供した結果として、平成16年中において、受領した金額6521万0323円と本件提供資金の金額5372万0820円との差額である1148万9503円の利益を得ていたことが認められる。同利益は、その受領した平成16年中に実現した所得であることから、同年分の課税所得となる。

イ 原告の主張

(ア) 平成15年分及び平成16年分のBに対する投資に係る所得については、所得は実現していない。

(イ) 乙との取引に係る平成16年分の所得については、本件提供資金は、乙に対する貸付金であるところ、原告が実際に乙に貸し付けた金銭の累計額は、原告が乙から受け取った金銭の累計額よりも多いから、原告は、乙との取引により所得を得ていない。

なお、原告は、乙に対し、株取引資金として、被告が主張する金銭のほかに、少なくとも以下のとおり資金を提供した。

平成10年4月13日 200万円

平成12年2月8日 128万円

平成12年7月21日 180万円

平成12年10月12日 43万円

平成12年11月8日 180万円

平成12年11月15日 20万円

(8) 争点(2)エ (各賦課決定処分が適法か否か) について

ア 被告の主張

(ア) 重加算税の制度の趣旨は、納税者が隠ぺい又は仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするところにある。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為又は無申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為又は無申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされ、又は法定申告期限までに申告がされなかったことを要するものである。しかし、重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告し、又は申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき、過少申告をし、又は申告をしなかったような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである。

これを本件についてみると、以下のとおり、原告は、本件各年分の所得税について、単に過少申告を行った、あるいは申告を行わなかったものであるというだけではなく、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき過少な申告を行い、あるいは申告を行わなかったというべきであるから、本件各賦課決定処分は適法である。

(イ) 原告は、本件各事業の経営主体が原告であるにもかかわらず、警察による摘発、あるいは所得税等の課税を回避するために、C社名義等で店舗の賃貸借契約を締結し、また、食品衛生法に基づく営業許可及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)に基づく営業許可(以下、これらを併せて「風営法等の許可」という。)を取得するなどして、あたかも本件各事業の経営主体が当該法人等であるかのように事実を仮装し、本件各事業に係る所得が原告に帰属するものではないかのような状況

を作出した上で、本件各事業に係る事業所得を課税対象とせず、確定申告書を提出せず、あるいは過少申告を行っていた。

そして、原告は、上記の偽装行為により課税を免れた資金を株式や匿名組合への投資等へ流用し、譲渡所得及び雑所得の基となる各所得を得ていたにもかかわらず、これらの所得についても所得税の課税を免れていた。このうち、雑所得については、極めて秘匿性の高いスイスの銀行の匿名口座を利用して、あるいは乙に資産を運用させて得た所得などであり、原告は、このように課税庁において把握が困難な所得をあえて申告しなかったと認められる。

(ウ) また、原告は、平成15年及び平成16年分の所得税の確定申告において、上場株式等の譲渡所得の一部のみについて申告しているが、この点に関し、原告は、所得税の公示制度の適用を回避するために所得税額が1000万円以下になるようにしたものであり、世田谷税務署に赴き、K証券及びL証券発行の特定口座年間取引報告書のうち、いずれか一方のみを職員に提示し、申告する所得が当該株式譲渡に係るものだけであると説明し、申告書の作成指導を受けたものである。

そうすると、原告は、確定的な意図の下に、上場株式等の譲渡所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づきあえてこれを申告しなかったものというべきである。

イ 原告の主張

(ア) 原告には、各所得について、通則法68条1項又は2項に規定する隠ぺい又は偽装行為はないから、本件における各重加算税の賦課決定処分は違法である。

(イ) 事業所得及び消費税等について

本件各事業の経営主体は、原告ではなく、原告には隠ぺい及び偽装行為はない。仮に、本件各事業の経営者が原告と認定されたとしても、原告は、上記(5)イのとおり、本件各事業の経営主体は自分ではないと確信しており、原告には、本件各事業の経営主体が原告であるとの認識はなかったから、隠ぺい及び偽装行為の故意がない。

(ウ) 雑所得（平成15年分及び平成16年分）について

a Bに対する投資に係る利益については、原告は、それが実現したという認識を有していなかった。

また、原告は、資金の運用をMに任せており、Bが、海外の証券市場等で株取引を行うなどして資金を運用する便宜上、スイスの銀行口座を利用したものであり、原告自身は、当該口座が秘匿性が高いことなど認識がなかったし、本件私募債の償還差益等について全く認識していなかった。

なお、原告は、Mの代表取締役であった戊（以下「戊」という。）から、資金運用によって得た利益について申告が必要であるとの説明を受けたこともなかった。

b 本件匿名組合分配金については、分配金支払時に源泉所得税が差し引かれていたことから、原告は、当該分配金は源泉徴収だけで課税関係が終了し、申告を要しないと思っていた。

また、『N』商品概要説明資料には、雑所得になるか否かについては見解が分かれるという記載がされている。

なお、原告は、ファンドを取り扱った証券会社の職員から、税金についての説明は

受けておらず、確定申告が必要であるとの認識はなかった。

- c 本件提供資金の運用益については、原告は、被告が主張する金銭のほかにも、多額の金銭を渡しており、貸付金残高が残っていると認識していたから、所得の存在を認識していなかった。

(エ) 上場株式等に係る譲渡所得（平成15年分及び平成16年分）について

原告は、原告自身の名義で株取引をしており、隠ぺい及び偽装行為はない。

当時、資産家を狙った強盗団が、世間を騒がせており、原告は、幼い子供を抱えていたため、高額所得者として公示されてしまうことにより、家族に危害が及ぶことを深刻に危惧していた。そこで、やむを得ず、上場株式等に係る譲渡所得の一部のみについて、確定申告をした。

「所得税の公示制度の適用を回避するため」というのは、過少申告をした動機にすぎず、過少申告をする場合には、何らかの動機が存在するのが通常であり、これをもって「確定的な意図の下に、上場株式等の譲渡所得を過少に申告することを意図」したというのは妥当でない。

また、税務署職員に申告書の作成指導を受けたからといって、作成の補助を受けただけであり、作成者は原告本人である。このような場合にまで、過少申告の意図を外部からうかがい得る特段の行動に当たるとすれば、過少申告の過程で、税務署職員の補助を受けた場合には、全て重加算税の対象となりかねない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)ア（本件各ホステスに支払われた金銭が、給与等（所得税法28条1項、183条1項）に該当し、原告が、本件キャバクラ事業の経営主体として、上記給与等について源泉所得税の徴収義務を負うか否か）について

(1)ア 被告は、原告から本件各ホステスに支払われていた金銭は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当し、同項に規定する給与所得に該当すると主張するのに対し、原告は、ホステス業は、所得税法27条1項に規定するサービス業その他の事業であり、本件各ホステスに支払われた金銭は、同法204条1項6号に規定する報酬に該当し、同法28条1項に規定する給与所得ではなく、同法27条1項に規定する事業所得に該当すると主張するので、まずこの点について検討する。

イ 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、給与所得については、取り分け、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）。

ウ そこで、このような観点から、本件各ホステスに支払われた金銭の性質について検討すると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件各ホステスは、入店（採用）時に、給料日、給与、待遇、同伴出勤、ペナルティ、退店、免職及び就業規則のほか、接客態度等が記載された本件各店舗の「就業シス

テム」と題する書面に基づいて説明を受け、これに署名及び押印をした（乙8、22、23）。

そして、本件各ホステスは、最初の面接時に、出勤することができる日数や、曜日、時間等を各店長に話し、入店（採用）後は、各店長から出勤日や入退店時刻等について指示を受け、それに従って出勤し、各店長により入退店時刻をタイムカードによって管理され、また、各店長からの指示によって他店において勤務することもあった（乙8、22）。

（イ） 本件各ホステスは、基本的に、客からの指名等の実績に応じて算出された時給に、勤務時間を乗じた上、欠勤や遅刻等による減額をして算出された金額の現金を日払い又は月払いにより支給されていた（乙8、22、23）。そして、本件各ホステスは、採用後1か月間は、その出勤日数等により、2000円から3000円までの時給が保証されており、また、上記のとおり、時給が客からの指名等の実績に応じて算出されるようになって、契約出勤日に出勤しなかったことや週末（金曜日から日曜日まで）の出勤日数が月8日以下であったことなどにより減額をされない限り、最低限2000円の時給が保証されていた（乙23）。

（ウ） 本件各店舗においては、常連客から掛売りの申出等がされた場合には、最終的には各店長の責任で掛売りをすることとされており、常連客がよく指名していたホステスを通じて売掛金を回収することもあったものの、回収することができなければ、各店長の給料から売掛金が差し引かれており、本件各ホステスは、売掛金を回収する責任等を負っていなかった（乙14、22）。

なお、原告は、指名客の売掛金については、本件各ホステスが売掛金を回収する責任を負っていたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

エ 以上のとおり、本件各ホステスは、本件各店舗の「就業システム」と題する書面に沿う内容の雇用契約又はこれに類する原因に基づき、各店長から指示を受け、各店舗又は他店において勤務するとともに、各店長から出勤日や入退店時刻等について指示を受け、入退店時刻をタイムカードによって管理されるなど、各店長の指揮命令に服して、空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務を提供し、その対価として、時給に勤務時間を乗じるなどして算出された金額の現金を日払い又は月払いにより支給されていたものというべきであって、本件各ホステスに支払われた金銭は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当し、同項に規定する給与所得に該当すると認められる。

オ これに対し、原告は、本件各ホステスは、各店長との間で合意した出勤日の出勤時間以降に業務上の拘束を受けていたにすぎず、また、本件各ホステスについては、時給が客からの指名等の実績に応じて算出されたり、支給される現金の金額がドリンクバック制度等により加算され、大きく増減することから、本件各ホステスに支払われた金銭は、所得税法204条1項6号に規定する報酬に該当し、同法28条1項に規定する給与所得ではなく、同法27条1項に規定する事業所得に該当すると主張する。

しかしながら、合意した出勤日の出勤時間以降に業務上の拘束を受けることや、支給を受ける金額が増減することなどは、事業所得のみにみられるものではなく、給与所得であってもみられるものであり、上記アないしエで述べたとおり、本件各ホステスの所得は給与所得に該当するから、原告の上記主張は採用することができない。

(2)ア 上記(1)エのとおり、本件各ホステスに支払われた金銭は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当し、同項に規定する給与所得に該当すると認められるところ、上記(1)イのとおり、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうことからすると、給与等に係る源泉徴収義務者である給与等の支払をする者（所得税法183条1項）とは、雇用契約等に基づき労務等の提供を受け、被用者等を指揮命令し、その対価を支給する義務を負う者、すなわち実質的に自己の計算において事業を営んでいる者（以下「経営主体」という。）をいうと解される。

そして、経営主体については、事業の状況や、収支の管理状況及び帰属、事業の経営への関与等を総合考慮し、実質的に自己の計算において事業を営んでいると認められる者が誰であるかによって判断すべきである。

イ そこで、このような観点から、本件キャバクラ事業の経営主体が誰であるかについて検討する。

(ア) まず、事業の状況をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 原告は、平成6年6月、広告代理業等を営む会社に勤務する一方で、ミュージックパブを開店し、その後、同店をホステス1人が客1人に付いて接客するキャバクラ店として営業するようになった(乙5)。

そして、原告は、他にもキャバクラ店や飲食店を開店し、また、飲食店の店舗を賃借し、転貸して事業を拡大し、平成10年12月には、キャバクラ店2店舗を経営するとともに、キャバクラ店等の複数の飲食店の店舗を転貸するなどしていた(乙5)。

b 原告は、平成10年秋には、知人であり、かつ、証券会社に勤務していたことがあった丙と共に投資コンサルタント業を営むことを計画し、丙の友人であり、かつ、証券会社に勤務していたことがあったO（以下「O」といい、丙と併せて「丙ら」という。）を加え、平成●年●月●日、原告が費用を全て負担し、丙を代表取締役、原告を取締役としてC社を設立した(乙7ないし9)。

しかし、原告、丙らは、資金不足等でC社により投資コンサルタント業を営むことができず、他の事業を営むことを計画したが、いずれも実現することができずに断念し、原告は、原告が経営していたキャバクラ事業を丙らに手伝わせることとし、丙らを従業員として月額30万円の給料で雇い、売上金の回収方法、ホステスらの給料の計算方法その他キャバクラ店の事務全般について指導した(乙6ないし9)。

そして、原告は、平成11年4月、原告が本件キャバクラ事業を営んで収入を得ていることについて税務署に気付かれないようにするために、原告がC社の取締役を辞任した旨の登記を丙にさせた一方で、キャバクラ店等の飲食店を経営するに当たり、風営法等の許可をC社名義で取得することとし、風営法上の飲食店の経営をC社の目的とする旨の登記を丙にさせた(甲1、4、乙4、5ないし7、10)。

c 原告は、平成11年4月以降、丙に指示して、風営法等の許可をC社名義で取得し、原告が費用を負担してキャバクラ店を開店した(乙7、10)。

しかし、平成12年に、風営法等の許可をC社名義で取得していたキャバクラ店

が警察に摘発され、行政書士から、風営法等の許可をC社名義で新たに取得することはできないであろうなどといわれたため、その後、原告は、風営法等の許可を丙ら又は本件各店舗の従業員名義で取得するようになった（乙6、10）。

- d 原告は、原告が経営するキャバクラ店の店舗数が増えてきた平成14年には、丙の提案等により、風営法等の許可をO名義で取得し、かつ、店舗の運営管理をOにさせていたキャバクラ店について、風営法等の許可をOを代表者とする法人名義に変更することとした（乙11、12）。

そこで、Oは、平成●年●月●日、原告と相談の上、キャバクラ事業の収益から出資金を支出して、Oを取締役として有限会社P（以下「P社」という。）を設立し、風営法等の許可をO名義で取得していたキャバクラ店について、P社名義に変更するとともに、丙らは、原告に報告の上、キャバクラ事業の収益から保証金等を支出して、新たにP社名義で店舗を賃借し、かつ、風営法等の許可を取得し、キャバクラ店を開店した（甲1、4、乙4、11ないし13）。

- e このようにして、平成17年4月には、本件各店舗としてキャバクラ店15店舗が営業されていた（甲1）。

(イ) 次に、収支の管理状況及び帰属をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 丙らは、営業日ごとに、本件各店舗の各店長に、営業日報に当たるものとして、現金売上げや、クレジットカード売上げ、本件ホステスらの日払給料等の支払、現金残高等が記載された「リスト表」という一覧表を作成させ、翌営業日の開店前に、「リスト表」、現金売上金及び日払給料の受領書をAビル事務所に届けさせ、これらを確認した上で、整理するなどし、本件キャバクラ事業の現金出納帳に当たる「両替状況」という一覧表や、「月間状況」という月報を作成していた（乙14、15）。

そして、原告は、Aビル事務所に行き、「リスト表」等の一覧表を確認したり、丙から報告を受けたりして、本件各店舗の売上げや経費の金額等を確認していた（乙7、8）。

- b 本件各店舗におけるクレジットカード売上金は、Q銀行練馬富士見台支店の原告名義の普通預金口座（以下「本件原告名義口座」という。）、Q銀行吉祥寺支店のO名義の普通預金口座（以下「本件O名義口座」という。）及びQ銀行吉祥寺支店等のC社名義の普通預金口座に入金されていた（乙5、7、14、16、17）。

そして、原告は、本件原告名義口座及び本件O名義口座の各キャッシュカードを管理しており、本件原告名義口座に入金されたクレジットカード売上金によって原告名義で賃借していた店舗の賃料等の支払をしていたほか、本件原告名義口座及び本件O名義口座に入金された売上金によって原告の株取引等の支払をしていた（乙6、8、11、12）。

他方で、丙らは、C社名義の預金口座に入金されたクレジットカード売上金及び上記aのとおりAビル事務所に届けさせた現金売上金によって本件ホステスらの給与等や本件各店舗の家賃等の経費等の支払をしていたほか、原告からの指示等で1回に100万円ないし1000万円台の現金を原告に渡していた（乙6、8、11、12、18）。

上記のとおり、本件原告名義口座又は本件〇名義口座に入金されたクレジットカード売上金及び原告に渡された現金の合計金額は、以下の金額を下らない（以下の金額の範囲では当事者間に争いが無い。）。

平成14年	1億1881万0849円
平成15年	8712万4808円
平成16年	8586万1791円

c. 本件キャバクラ事業の管理が行われていたAビル事務所については、C社名義で賃貸借契約が締結されたが、賃貸借契約の締結に当たり、原告が、保証金等の全ての費用を負担した（乙7、8）。

また、原告は、本件各店舗を賃借するに当たり、原告が保証金等を負担したり、内装工事費用を負担し、施工業者を手配するなどした（乙5、7、10）。

(ウ) さらに、事業の経営への関与をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、新たにキャバクラ店を開店するに当たっては、丙らから報告を受けるなどして、原告が決定していたこと（乙5、7、10）、また、原告は、本件各店舗の各店長ら管理職の異動を丙らに指示したり、本件各店舗に勤務していた従業員の独立を許可したり、本件各店舗の従業員が逮捕されないように客引きをしつこくしないように丙らに指示するなどしており、本件各店舗の各店長からは「オーナー」と呼ばれていたこと（乙9、15、20、21）がそれぞれ認められる。

ウ 以上のとおり、事業の状況をみると、原告は、本件キャバクラ事業を経営して収入を得ていることを税務署に気付かれないようにするため、本件各店舗について、風営法等の許可をC社名義、丙ら若しくは本件各店舗の従業員名義又はP社名義で取得したり、P社名義で店舗を賃借するなどするようになったと認められ、原告が本件キャバクラ事業を開始したというべきであること、収支の管理状況及び帰属をみると、原告は、丙らが作成した「リスト表」等の一覧表を確認したり、丙から報告を受けたりして、本件各店舗の売上げや経費の金額等を確認しており、また、原告の株取引等の支払がされていた本件原告名義口座又は本件〇名義口座に入金されたクレジットカード売上金及び原告に渡された現金の合計金額は、少なくとも8000万円ないし1億1000万円台にも上り、さらに、本件キャバクラ事業の管理が行われていたAビル事務所や本件各店舗を賃借するに当たり、保証金等を負担したり、本件各店舗の内装工事費用を負担するなどしたと認められ、原告が本件キャバクラ事業の収支を管理しており、その収支も原告に帰属していたというべきであること、事業の経営への関与をみると、原告が、本件各店舗を開店することを決定し、また、原告は、本件各店舗の各店長ら管理職の異動を丙らに指示したり、本件各店舗に勤務していた従業員の独立を許可するなどしており、本件各店舗の各店長からはオーナーと呼ばれていたと認められ、原告は本件キャバクラ事業を実質的に経営していたというべきであることなどを総合考慮すれば、実質的にみて、自己の計算において本件キャバクラ事業を営んでいると認められる者が原告であることは明らかであり、本件キャバクラ事業の経営主体は原告であるというべきである。

したがって、本件ホステスらに支払われた給与等に係る源泉徴収義務者は原告であるというべきである。

エ これに対し、原告は、C社に対する営業譲渡や、経営ノウハウの提供、経営指導、新た

に開店した店舗についての資金援助等の対価として金銭を取得していたものであるなどと主張するが、下記5(4)のとおり上記営業譲渡等の存在は認めることができず、原告の上記主張は上記認定事実と反するものであって採用することができない。

なお、原告は、丙は、本件キャバクラ事業の売上げが良くない月には、給料を取らなかったり、丙らは、本件キャバクラ事業の資金繰りをみながらボーナスを分配したりしており、丙らは、本件キャバクラ事業の経営主体であるC社の経営者として本件キャバクラ事業の収益から報酬を得ていたと主張し、丙らが本件キャバクラ事業の経営主体であるかのような主張をしている。

原告は、丙らの給料の金額の決定等については一定の範囲内で丙に委ねていたことがうかがわれるところ(乙5)、丙が本件キャバクラ事業の売上げが良くない月に給料を取らなかったり、丙らが本件キャバクラ事業の資金繰りをみながらボーナスを分配したりしたことがあったとしても、証拠(乙8ないし10、13)及び弁論の全趣旨によれば、基本的に、丙らは、当初は月額30万円、その後の昇給により平成16年3月頃には月額60万円の固定給を受けていたにとどまるものと認められることに加え、原告は、丙らとは比較にならないほどの極めて高額な利益を得ていたものと認められることなど、上記イの事実を照らせば、丙らが本件キャバクラ事業の経営主体であったとは到底認めることはできず、本件キャバクラ事業の経営主体は原告であるという上記判断は何ら左右されるものではない。

2 争点(1)イ(源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらに支払われた金銭の金額の明細を明らかにしないでされた各納税告知処分が適法か否か)について

(1) 通則法36条2項は、納税の告知は、税務署長が、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行くと規定する。

これを本件についてみると、証拠(乙24の1、乙25の1)によれば、本件各告知書には、いずれも納付すべき税額、納期限及び納付場所が記載されていたことが認められる。

(2) これに対し、原告は、各納税告知処分は、源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細、すなわち報酬等の算定の基礎とされている基本給や手当等の金額及び受給者の氏名及び住所並びに受給者別の源泉所得税額を明らかにしないままされたものであり、各納税告知処分的前提となっている納税義務の存否のみならず、その範囲が不明であるから、違法であると主張し、また、所得税法222条においては、源泉徴収義務者の求償権が認められているところ、各納税告知処分において、納付すべき税額の計算の基礎とされた受給者別の源泉所得税額等が明らかにされなければ、納税告知処分により納付すべきこととなった源泉所得税に相当する金額を各受給者に求償することが不可能となってしまふから、同条が認める求償権を実効あるものとするためには、通則法36条2項に規定する納付すべき税額の記載としては、納付すべき税額の計算の基礎とされた受給者別の源泉所得税額等の記載が必要であると解されると主張する。

しかしながら、受給者別の源泉所得税額等を納税通知書に記載すべきとする法令の定めはない。

また、源泉徴収の対象となるべき所得の支払がされるときは、支払者は、法令の定めるところに従って所得税を徴収して国に納付する義務を負うが、この納税義務は所得の支払の時に成立し、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が法令の定めるところに従っ

て当然に、いわば自動的に確定するものとされており（通則法15条）、支払者は、自動的に確定した税額を、法令に基づいて自ら算出し、これを支払額より徴収して国に納付すべきこととなる。

したがって、源泉所得税についての納税の告知は、課税処分ではなく、自動的に税額が確定した国税債権につき納期限を指定して納税義務の履行を請求する行為、すなわち徴収処分であって、支払者の納税義務の存否及び範囲は、処分の前提問題であるにすぎず、受給者の源泉徴収による納税義務の存否及び範囲にいかなる影響も及ぼし得るものではない。（最高裁昭和45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2243頁参照）

そうすると、支払者は、納付すべき税額と同じく求償額も法令に基づいて自ら算出すべきであるし、源泉所得税についての納税の告知は、受給者の源泉徴収による納税義務の存否及び範囲に影響を及ぼさないのであるから、原告が主張するように、所得税法222条に規定する源泉徴収義務者の求償権を実効あるものとするために、通則法36条2項に規定する納付すべき税額として、受給者別の源泉所得税額等の記載が必要であると解すべき理由も乏しいといわざるを得ない。

以上によれば、原告の上記主張は、いずれも採用することができず、各納税告知処分には、原告が主張するような違法はない。

3 争点(1)ウ（源泉所得税の納税地をAビル事務所の所在地とする各納税告知処分等が適法か否か）について

所得税法17条は、同法28条1項に規定する給与等の支払をする者のその支払につき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とすると規定する。

証拠（乙24の1、2、乙25の1、2）によれば、各納税告知処分及び各賦課決定処分（以下、これらを併せて「各納税告知処分等」という。）は、いずれも納税地をAビル事務所の所在地である東京都武蔵野市●●としていたことが認められる。

そして、上記1(2)ウのとおり、本件ホステスらに支払われた給与等に係る源泉徴収義務者は原告であるというべきであるところ、上記1(2)イ(イ)aのとおり、原告が「リスト表」等の一覧表を確認したり、丙から報告を受けたりして本件各店舗の売上げや経費の金額等を確認していたAビル事務所は、原告がその業務のために使用する事務所であるということができ、また、証拠（乙22、23）によれば、平成11年1月以降、Aビル事務所において、本件ホステスらに支払われた給与等に係る計算をしていたことが認められるから、Aビル事務所は、原告の事務所として給与等の支払事務を取り扱う場所であったというべきである。

したがって、本件ホステスらに支払われた給与等に係る源泉所得税の納税地をAビル事務所の所在地とする各納税告知処分等には、原告が主張するような違法はない。

なお、原告は、源泉徴収義務者ではないから、原告の住所地に送達された各納税告知処分等は違法であるとも主張するが、上記のとおり、原告は、本件ホステスらに支払われた給与等に係る源泉徴収義務者であるというべきであるから、原告の上記主張も、採用することができない。

4 争点(1)エ（源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらに支払われた金銭の金額の明細の認定判断を明らかにしないでされた本件判決が適法か否か）について

原告は、審査請求において、各納税告知処分における源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細を明らかにすべきであるとして、源泉所得税額を争っていたた

め、国税不服審判所長は、これを明らかにし、反論の機会を原告に与えた上で、認定判断を明らかにすべきであったにもかかわらず、本件裁決は、その認定判断を明らかにしないでされたものであり、本件裁決には、審理不十分なし理由附記の不備があるから、本件裁決は違法であり、また、本件裁決は、源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細の認定判断を明らかにしないでされたものであり、所得税法222条に規定する不徴収税額の支払金額からの控除や支払請求を不可能にするものであるから、違法であると主張する。

そこで検討するに、審査請求手続における審理不十分とは、具体的事案の解決に必要な事実上又は法律上の争点につき当然にすべき調査又は審理を尽くさず、その結果、裁決の理由に不備や齟齬等が生じたり釈明義務違反と評価すべき事情が存したりすることをいい、また、裁決書には裁決の理由を附記しなければならない(通則法101条、84条4項、5項)とされている趣旨は、国税不服審判所長の判断の慎重、公正を期し、その恣意を抑制するとともに、裁決の理由を明示することによって、審査請求人に原処分取消しの訴えの提起に関して判断資料を与えることにある(最高裁昭和49年7月19日第二小法廷判決・民集28巻5号759頁参照)から、この趣旨を充足する程度の記載が必要であると解される。

これを本件についてみると、証拠(甲1)によれば、原告は、審査請求において、源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細、すなわち報酬等の算定の基礎とされている基本給や手当等の金額及び受給者の氏名及び住所並びに受給者別の源泉所得税額を明らかにすべきであり、明らかにできないのであれば、各納税告知処分は違法処分であるから取り消されるべきであると主張したこと、これに対し、本件裁決においては、通則法36条2項によれば、納税告知書に記載することとされている事項は納付すべき税額、納期限及び納付場所であり、それ以上に受給者別の明細等を記載することは求められておらず、受給者別の明細等が明らかにされていないことを各納税告知処分の取消事由と解することはできないとの理由によりこの主張を排斥し、その旨裁決書にも記載されていること、また、本件裁決においては、関係資料及び審判所の調査の結果によれば、本件各月分の給与支払に係る源泉所得税額は、裁決書別表4の「審判所認定額」欄のとおりであるとの認定判断が示されていることが認められる。

そうすると、国税不服審判所長は、審査請求における原告の主張について、必要な調査及び審理を行い、結論を導くのに必要な理由を示して判断を行っているというべきであるから、本件裁決には、上記のような審理不十分があるとは認められないし、その裁決書には、裁決の理由が上記趣旨を充足する程度に具体的に明示されており、理由附記の不備も認められない。

また、上記2(2)のとおり、源泉所得税についての納税の告知は、課税処分ではないのであって、その存否や内容が、受給者の源泉徴収による納税義務の存否及び範囲にいかなる影響も及ぼし得るものではないから、源泉所得税額の計算の基礎とされた本件ホステスらの報酬等の金額の明細の認定判断が示されていない本件裁決は所得税法222条に規定する不徴収税額の支払金額からの控除や支払請求を不可能にするものであるという原告の主張は、その前提において誤っており、採用することができない。

以上によれば、原告の上記主張は、いずれも採用することができず、本件裁決には、原告が主張するような違法はない。

5 争点(2)ア(本件各事業の経営主体が原告であり、その所得が原告に帰属するか否か)について

(1) 上記1(2)ウのとおり本件キャバクラ事業の経営主体は原告であるというべきであるから、

本件店舗転貸事業及び本件居酒屋事業の経営主体が誰であるかについて、上記1(2)アのような観点から検討する。

(2)ア まず、本件店舗転貸事業について、事業の状況をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、知人であったRから、キャバクラ店を経営したいという話があったため、保証金等を負担して賃借していた店舗(別紙11順号17)を月額50万円で同人に転貸し、同人は、平成10年12月頃、同店舗において、キャバクラ店「I」を開店した(乙5)。

(イ) 原告は、Oを介し、知人であったS(以下「S」という。)から飲食店を経営したいという話があったため、上記1(2)イ(イ)bのとおり丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益から保証金等を支出して、O名義で店舗(別紙11順号18)を賃借し、月額約70万円でSに転貸し、Sは、平成12年4月頃、同店舗において、キャバクラ店「T」を開店した(乙33)。

(ウ) 原告は、上記1(2)イ(イ)bのとおり丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益から保証金等を支出して、C社名義で店舗(別紙11順号16)を賃借し、従業員であったU(以下「U」という。)名義で風営法等の許可を取得し、キャバクラ店「V」を開店し、営業していたところ、同店の店長を務めていたUから、独立したいという話があったため、これを許可し、丙に指示して、平成15年4月から、同店舗を月額160万円でUに転貸させた(乙20、30、33、34)。

(エ) 原告は、Uから、新たにキャバクラ店を開店したいという話があったため、丙又はOと相談するようにUに指示したところ、Uから相談を受けた丙が上記1(2)イ(イ)bのとおり丙らが管理していたキャバクラ事業の収益から保証金等を支出して、OがP社名義で店舗(別紙11順号19)を賃借し、月額160万円でUに転貸し、Uは、平成15年10月頃、同店舗において、キャバクラ店「W」を開店した(乙30、34)。

(オ) 原告は、保証金等を負担して、C社名義で店舗(別紙11順号14)を賃借し、O名義で風営法等の許可を取得し、キャバクラ店「X」を開店したが、平成15年中には、同店を閉店していたところ、Uから、丙に対し、同店舗を転借したいという話があり、同店舗は、平成16年3月頃から、月額180万円でUに転貸された(乙33、34)。

(カ) 原告は、敷金等を負担して、店舗(別紙11順号12)を賃借し、U名義で風営法等の許可を取得し、キャバクラ店「Y」を開店し、営業していたところ、同店の部長を務めていたZ(以下「Z」という。)から、丙に対し、独立したいという話があり、これを原告が許可し、同店舗は、平成16年2月から、月額160万円でZに転貸された(乙5、33、34)。

イ 次に、本件店舗転貸事業について、収支の管理状況及び帰属をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) Iの店舗の転貸料については、原告は、当初、Rから現金で受け取り、原告名義の預金口座に入金し、そこから同店舗の賃借料を支払うなどしていたが、その後、上記1(2)イ(イ)bのとおり丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益と併せて管理させ、そこから同店舗の賃借料を支払わせていた(乙5、12)。

(イ) V、W及びYの各店舗の転貸料については、原告は、転貸後も、クレジットカード売上金がC社名義の預金口座又は本件O名義口座に入金されていたため、同売上金の月額と

転貸料の月額との差額をU及びZとの間で丙に精算させていた（乙34）。

(ウ) なお、Uに転貸していたV、W及びXの各店舗の転貸料については、原告は、丙から、平成16年9月頃から、クレジットカード売上金の月額が転貸料の月額に不足するようになったが、Uが不足額を支払っておらず、同年秋頃には、不足額が約500万円となったと報告を受けていた（乙34）。

ウ さらに、本件店舗転貸事業について、事業の経営への関与をみると、上記アのとおり、上記各店舗を転貸するに当たっては、基本的に、丙らから報告を受けるなどして、原告が決定していたことが認められる。

エ 以上のとおり、事業の状況をみると、原告は、知人から、キャバクラ店を経営したいという話や、従業員から、独立したいという話があり、原告が保証金等を負担して賃借した店舗や上記1(2)イ(イ) bのとおり丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益から保証金等を支出して賃借した店舗を転貸したと認められ、原告が本件店舗転貸事業を開始したというべきであること、収支の管理状況及び帰属をみると、上記各店舗の転貸料については、当初、原告が現金で受け取り、原告名義の預金口座に入金し、そこから同店舗の賃借料を支払うなどしていたものも含め、いずれも、上記1(2)イ(イ) bのとおり、丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益と併せて管理させ、又は原告の株取引等の支払がされていた本件〇名義口座に入金され、また、原告は、丙から、V、W及びXの各店舗の転貸料の不足額について報告を受けていたと認められ、上記1(2)ウの本件キャバクラ事業の収支の管理状況及び帰属に関する認定判断も踏まえると、原告が本件店舗転貸事業の収支を管理しており、その収支も原告に帰属していたというべきであること、事業の経営への関与をみると、上記各店舗を転貸するに当たっては、基本的に、原告が決定していたと認められ、原告は本件店舗転貸事業を実質的に経営していたというべきであることなどを総合考慮すれば、実質的にみて、自己の計算において本件店舗転貸事業を営んでいると認められる者が原告であることは明らかであり、本件店舗転貸事業の経営主体は原告であるというべきである。

(3)ア まず、本件居酒屋事業について、事業の状況をみると、証拠（乙5、30）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、賃借していた店舗の転貸を終了した後、同店舗において、居酒屋を営業することとし、内装工事費用等を負担し、平成15年2月から、同店舗において、「D」を開店したことが認められる。

イ 次に、本件居酒屋事業について、収支の管理状況及び帰属をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

平成15年2月から同年7月中旬までの間は、原告は、月1、2回、Dに行き、同店の店長であった丁から報告を受け、売上げなどを確認するとともに、売上金や、売上傳票、仕入れの領収書等を受け取り、従業員の給料や仕入代金を手持ちの現金から支払っていた（乙30、34、35）。

そして、平成15年7月中旬からは、原告は、丙らに指示して、売上金を、上記1(2)イ(イ) bのとおり丙らに管理させていたキャバクラ事業の収益と併せて管理させ、そこから従業員の給料等を支払うようになった（乙30、34、35）。

ウ さらに、本件居酒屋事業について、事業の経営への関与をみると、証拠（乙30、34）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件キャバクラ事業の従業員としてキャバクラ店に勤務していた丁をDの店長とするとともに、従業員1名を雇い、また、丁及び従業員には、

原告が決定した金額の給料が支払われていたことが認められる。

エ 以上のとおり、事業の状況をみると、原告が本件居酒屋事業を開始したというべきであること、収支の管理状況及び帰属をみると、原告が本件居酒屋事業の収支を管理しており、その収支も原告に帰属していたというべきであること、事業の経営への関与をみると、原告は本件居酒屋事業を実質的に経営していたというべきであることなどを総合考慮すれば、実質的にみて、自己の計算において本件居酒屋事業を営んでいると認められる者が原告であることは明らかであり、本件居酒屋事業の経営主体は原告であるというべきである。

(4) これに対し、原告は、本件原告名義口座や本件〇名義口座に入金された本件キャバクラ事業や本件店舗転貸事業の売上金を使用したり、丙らから、現金を受け取っていたが、これは、原告がC社にした営業譲渡の代金や、営業譲渡後の経営指導の対価、新たに開店した店舗についての資金援助等の対価として、これらを使用したり、受領していたにすぎないと主張する。

しかしながら、原告は、丙との間で、書面を作成しなかったというのであって、上記営業譲渡等を客観的に裏付ける証拠は存在しない。

また、原告の主張は、原告は、上記営業譲渡等の代金について、1店舗月額100万円とし、店舗数の増減が予想されるものの、10店舗と想定すれば、3年間で、合計3億6000万円となると考え、丙との間で、3年間、実際に営業している店舗数を前提として1店舗につき月額100万円を受け取ることで合意したが、原告も、丙も、遅滞なく支払うことが困難であることを想定しており、上記金額はいわば目標であり、上記期間も確定的なものではなかったというものであるところ、原告が当時経営しており、営業譲渡したという店舗数は2店舗にとどまるし、原告がC社に援助したという資金の額の詳細も不明であって、合計3億6000万円にも上り得る高額な代金が定められたというのにもかかわらず、その具体的な根拠は全く不明である上、上記金額はいわば目標であり、上記期間も確定的なものではなかったというのであって、契約内容としておよそ合理性が認められないというほかない。

さらに、原告の主張は、平成11年4月頃、キャバクラ事業をC社に営業譲渡し、平成14年1月頃、営業譲渡した本件キャバクラ事業の対価等の残金について丙と協議し、合意したというものであるが、平成11年にした営業譲渡等の代金を平成14年に至って協議して合意したという経緯も不自然かつ不合理である。

そうすると、到底、上記営業譲渡等の存在は認めることができず、原告の上記主張は採用の余地がない。

6 争点(2)イ(平成13年分及び平成14年分の所得税の各決定処分において認定された事業所得の金額に誤りがあるか否か)について

(1) 平成13年分の所得税の決定処分において認定された事業所得について

ア 水道光熱費について

(ア) 原告は、水道光熱費の金額は、合計689万0904円を下らないと主張するので検討するに、水道光熱費については、水道光熱費の科目において、18万4000円が認定されている(乙45の1(水道光熱費))ほか、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、水道光熱費以外の科目において、以下のとおり認定されていることが認められる。

(イ) 水道光熱費のうち、賃貸借契約において、電気料金及び水道料金又は水道光熱費及び共益費等を地代家賃と併せて支払うこととされていたものについては、地代家賃の科目に

において、以下のとおり認定されている。なお、賃貸借契約において、水道光熱費及び共益費等を地代家賃と併せて支払うこととされており、それぞれの費用の金額が明らかでないものについては、水道光熱費及び共益費等として認定されている（乙45の1（地代家賃）、乙74、75）。

電気料金 763万5150円

水道料金 217万5665円

水道光熱費及び共益費等 381万6399円

(ウ) 「月間状況」のその他欄に記載された費用のうち、雑費として認定されている779万5493円には、ガス料金10万1301円、ガス料金をその他の費用と併せて支出した21万4655円が含まれている（乙45の1（雑費））。

また、「両替状況」に記載された費用のうち、雑費として認定されている783万9000円（乙45の1（雑費））には、水道光熱費をその他の費用と併せて支出した408万円が含まれている（乙75）。

(エ) 以上によれば、原告が主張する水道光熱費合計689万0904円は、上記(イ)及び(ウ)のとおりの水道光熱費の科目及び水道光熱費以外の科目で認定されている水道光熱費の金額に含まれていると認められる。

イ 旅費及び交通費について

原告は、E及びFにおいて、帰宅等にタクシーを利用したホステスに対し、交通費として合計324万1900円を支給したと主張し、これに沿う証拠として、丙の陳述書（甲6）を提出する。

しかしながら、丙の陳述書の記載は、交通の便が良くないE及びFにおいて、帰宅等にタクシーを利用したホステスに対し、交通費を支給しており、「リスト表」に基づいて調査した結果、その金額が、Eについて、173万7490円、Fについて、150万4410円、合計324万1900円となったというにとどまるものであり、上記記載を裏付ける客観的な証拠はなく、この記載のみによっては、上記金額が実際に支出されたこと及びその支出が必要経費に該当することは認められない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

ウ 通信費について

原告は、各店舗で支払われていた電話代については、「リスト表」や「月間状況」に記載されていたところ、通信費が認定されていないと主張するので検討するに、証拠（乙45の1（雑費）、乙56）によれば、「リスト表」に記載された通信費は、「月間状況」のその他欄又は雑費欄に記載されているところ、雑費の金額は、「月間状況」のその他欄、雑費欄及び(カ・ダ)欄並びに「両替状況」の各記載に基づき認定されたことが認められる。

そうすると、原告が主張する「リスト表」や「月間状況」に記載されていた通信費は、雑費として認定されていることが認められ、原告の上記主張は、採用することができない。

エ 福利厚生費について

原告は、従業員の士気高揚のため、各店舗の幹部や従業員を飲み連れていたり、成績の良かった店舗の従業員に対し報奨を出しており、Iの転貸料月額50万円をこのような経費に充てていたから、福利厚生費の金額は、毎月50万円として、合計600万円を下らないと主張し、これに沿う証拠として、丙の陳述書（甲6）が提出され、Oの供述調書（乙1

4) にも、これに沿う記載がある。

しかしながら、丙の陳述書の記載は、従業員の士気高揚のため、各店舗の幹部や従業員を飲みに連れていったり、成績の良かった店舗の従業員に対し報奨としてスーツを作ったり、報奨金を出したりしており、従業員との飲食については、少なくとも週1回以上、各店舗の幹部及び従業員を飲みに連れていき、1回に連れていく人数は5名から10名で、1回当たりの飲食費用は、5万円くらいないし20万円くらいであり、従業員に対する報奨については、年2回くらいは、成績の良かった店舗の従業員に対し報奨としてスーツを作ったり、報奨金を出したりしており、1回当たりの経費は、35万円を下らず、毎月50万円を下らない福利厚生費が発生していたというものである。また、Oの供述調書の記載も、Oと丙は、1か月に数回、店長ら従業員を寿司屋等に連れて行ったり、店長らの誕生日に靴やライター等を贈ったり、売上達成率の良い店舗の従業員に対し何回もスーツを作ったりしており、こうした費用は1か月間で平均すれば少なくとも数十万円に上ったというものである。

しかしながら、上記記載を裏付ける客観的な証拠はなく、この記載のみによっては、上記金額が実際に支出されたこと及びその支出が必要経費に該当することは認められず、原告の上記主張は、採用することができない。

オ リース料について

原告は、リース料として776万円が認定されているが、少なくとも「リスト表」に記載されていたJリース料163万5433円が欠落しており、リース料の金額は、合計939万5433円を下らないと主張するので検討するに、リース料として776万円が認定されているほか、証拠(乙45の1(雑費))及び弁論の全趣旨によれば、「リスト表」に記載されたJリース料であって、「月間状況」の(カ・ダ)欄に記載されていたものについては、雑費として、「月間状況」の(カ・ダ)欄の合計金額267万4638円が認定されていることが認められる。

そうすると、原告が主張する「リスト表」に記載されていたJリース料163万5433円は、上記のとおり認定されている雑費に含まれていると認められる。

(2) 平成14年分の所得税の決定処分において認定された事業所得について 福利厚生費について

原告は、平成14年4月以降と同様に、同年1月から同年3月までについても、毎月50万円として、合計150万円の福利厚生費が認められるべきであると主張し、上記(1)エのとおり、これに沿う証拠として、丙の陳述書(甲6)が提出されるなどしている。

しかしながら、丙の陳述書の記載等を裏付ける客観的な証拠はなく、この記載のみによっては、上記金額が実際に支出されたこと及びその支出が必要経費に該当することを認めるに足りず、原告の上記主張が採用することができないのは、上記(1)エのとおりである。

7 争点(2)ウ(原告がB発行に係る私募債の償還差益等及び乙に資金を預けて運用を依頼したことによる運用益に係る雑所得を得たか否か)について

(1) 原告がB発行に係る私募債の償還差益等の雑所得を得たか否かについて

ア 所得税法36条1項が、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において「収入すべき金額」とすると規定し、「収入した金額」とすると規定していないことからすれば、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の

実現があったものとして、上記権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという方法（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される（最高裁昭和40年9月8日第二小法廷決定・刑集19巻6号630頁、最高裁昭和49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁、最高裁昭和53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）。

イ そこで、本件私募債の償還差益等について、その権利が確定したか否かを検討すると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、Mの代表取締役であった戊から勧められ、平成12年頃、スイスのプライベートバンクであるa及びbに、銀行口座（以下「本件海外銀行口座」という。）をそれぞれ開設し、本件海外銀行口座の資金運用をMに委託した（乙36）。

(イ) その後、平成15年5月頃から、原告は、戊から勧められ、本件海外銀行口座の資金でMのグループ会社であるB発行に係る私募債を購入するようになった（乙36）。

本件私募債は、償還期限に確定した利益のみが分配されるものではなく、償還期限までの期間を4半期に分け、それぞれの期間で運用益が発生した場合には、償還期限前にも利益が分配されるものや、償還期限までの期間が1、2か月と短期間のものであったところ、平成15年及び平成16年における本件私募債の償還差益等は、別紙8のとおりであった（乙28、36）。

なお、本件私募債の償還差益等については、運用報酬等が差し引かれた残額がaに開設した原告の銀行口座に振り込まれた（乙28、36）。

ウ 上記イ(イ)のとおり、本件私募債は、償還期限までの期間が短期間のものや、償還期限に確定した利益のみが分配されるものではなく、償還期限までの期間を4半期に分け、それぞれの期間で運用益が発生した場合には、償還期限前にも利益が分配されるものであった。

したがって、本件私募債については、償還期限又は4半期ごとの分配金精算日に運用益が発生すれば、償還差益等の分配を請求する権利が確定し、その時点で所得の実現があったものと認められる。

よって、本件私募債の償還差益等は、上記により、その権利が確定した日の属する各年分の課税所得に算入され、弁論の全趣旨によれば、雑所得に該当するものと認められる。

(2) 原告が乙に資金を預けて運用を依頼したことによる運用益に係る雑所得を得たか否かについて

ア 原告が乙に資金を預けることとなった経緯、原告が乙に預けた資金の額、原告が乙から受領した金額をみると、各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 乙は、平成11年10月に株取引を行う会社に就職したが、平成3年頃に証券会社を退職してからは株取引に関わっていなかったことから、株式市場の取引感覚を取り戻すため、会社の業務とは別に、自分自身でも株取引を開始しようと考え、d証券株式会社に乙名義の証券取引口座（以下「本件乙名義口座」という。）を開設した。乙は、株式市場の相場感覚を戻すためには、小さな株取引を行うよりも、1千万円単位の大きな株取引を行うべきだと考えたが、資金を準備することができなかつたため、証券会社に勤務していた時から懇意にしてもらっていた原告に対し、資金提供を依頼した。（乙39）

原告は、乙の依頼を了承し、平成11年12月から、資金を乙に提供し、乙は、本件乙

名義口座において、原告から提供を受けた資金で株取引を行った（乙39）。

(イ) 原告は、平成11年12月には、合計745万円を本件乙名義口座に入金し、資金を乙に提供し、その後、平成12年2月からは、Q銀行高輪台駅前支店の乙名義の預金口座に入金し、資金を乙に提供した（乙39）。

本件提供資金の内訳は、別紙9のとおりである（乙43）。

なお、乙は、平成13年5月31日、本件提供資金のうち、400万円を返金した（乙40、43）。また、乙は、供述調書（乙39、40）において、平成12年5月8日にも、約500万円を原告に返金したと供述しているが、同日の本件乙名義口座等における出入金をみると、証拠（乙39、41、42）によれば、受渡日を同日（約定日を平成12年5月2日）として、本件乙名義口座から509万6738円が出金され（乙39）、平成12年5月8日、Q銀行新宿新都心支店の乙名義の預金口座に同額が入金され、同預金口座から500万円が出金され（乙41）、e証券株式会社の乙名義の証券取引口座に500万円が入金された（乙42）ことが認められるにとどまり、乙が約500万円を原告に返金したことは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 本件提供資金で行った株取引については、平成16年には、利益が生じるようになったが、平成15年までの間は、利益が生じず、2000万円以上の損失が生じていたため、乙は、平成16年に、株式の売却代金全額を現金で又は原告名義の預金口座に入金し、原告に渡した（乙40）。

このようにして、原告が乙から受領した金額は、別紙9の「原告受領額」欄のとおりである（乙40、43）。

イ 以上のとおり、原告は、乙との間で、期限又は利益の支払期日等を定めないうで、平成11年から平成16年までの間に、資金として合計5372万0820円を乙に提供し、同年に、合計6521万0323円を受領し、利益としてその差額である1148万9503円を得たと認められる。

したがって、上記利益は、受領したことにより、その権利が確定した日の属する平成16年分の課税所得に算入されるものであり、その性質上雑所得に該当するものと認められる。

ウ これに対し、原告は、本件提供資金は、乙に対する貸付金であるところ、原告が実際に乙に貸し付けた金銭の累計額は、原告が乙から受け取った金銭の累計額よりも多いから、原告は、乙との取引により所得を得ていないと主張するとともに、被告が主張する金銭のほかに、少なくとも、平成10年4月13日、200万円、平成12年2月8日、128万円、同年7月21日、180万円、同年10月12日、43万円、同年11月8日、180万円、同月15日、20万円を提供したと主張する。

しかしながら、本件提供資金が乙に対する貸付金であることを裏付ける客観的な証拠はない。

また、原告は、「平成11年終わりにころから、当初は乙に同人の株の運用資金を貸していたものの、ほとんど返済もされなかったことから、途中から私が乙に資金を預けて、同人が株の売買で私の資金を運用するようになり、当初は、利益が出なかったものの、その後、乙から運用益を受け取るようになりましたが、平成16年秋ころ、乙から現金で約800万円を受け取って精算して終わりにしました。」と供述しており（乙32）、原告自身も、原告と乙との間で、最終的には本件提供資金を貸付金としてではなく、原告の資金運用のための金

銭として精算したことを認めている。

さらに、証拠（乙39）によれば、平成10年4月13日の200万円については、乙が原告から結婚祝いなどとして受領したものであったと認められるし、そのほかの金銭については、そもそも原告がこれらの金銭を支出したことを認めるに足りる証拠はない上、本件提供資金と同じく、これらの金銭が乙に対する貸付金であることを裏付ける客観的な証拠もない。そうすると、原告が乙に提供した金銭の累計額が、原告が乙から受け取った金銭の累計額よりも多いことをうかがわせる証拠はない。

以上によれば、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

8 争点(2)エ（各賦課決定処分が適法か否か）について

- (1) 納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出し、又は法定申告期限までに納税申告書を提出しなかったときは、その納税者に対して重加算税を課することとされている（通則法68条1項、2項）。

この重加算税の制度は、納税者が隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものである。

したがって、重加算税を課するためには、過少申告行為又は無申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在することを要するが、上記の重加算税制度の趣旨に鑑みれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告し、又は法定申告期限までに申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき、過少申告をし、又は法定申告期限までに申告をしなかったような場合には、重加算税の上記賦課要件が満たされるものと解すべきである。（最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁参照）

そこで、このような観点から、各賦課決定処分が重加算税の賦課要件を満たすものであるか否かについて検討する。

- (2) 平成13年分及び平成14年分の所得税（事業所得）の重加算税について

上記1(2)イ及び5(2)アからウまでの事実によれば、原告は、本件キャバクラ事業を営んで収入を得ていることを税務署に気付かれないようにするため、本件各店舗について、風営法等の許可をC社名義等で取得したり、P社名義で店舗を賃借するなどするようになったと認められ、本件店舗転貸事業についても、これと異なるところはないと認められる。

そして、原告は、本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業の経営主体が原告であるにもかかわらず、風営法等の許可をC社名義等で取得したり、P社名義で店舗等を賃借するなどして、本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業の経営主体がC社等であり、原告でないかのように仮装し、平成13年分及び平成14年分の本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業に係る事業所得について、法定申告期限までに申告をしなかったと認められる。

そうすると、原告は、自らの所得を隠ぺいし、あるいは本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業の経営主体がC社等であるかのように仮装して、当初から所得を法定申告期限までに申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に

基づき法定申告期限までに申告をしなかったというべきである。

したがって、平成13年分及び平成14年分の所得税の重加算税の各賦課決定処分は、通則法68条2項に規定する重加算税の賦課要件を満たすものと認められる。

(3) 平成15年分及び平成16年分の所得税（事業所得、雑所得及び譲渡所得）の重加算税について

ア 事業所得について

上記(2)のとおり、原告は、事業所得について、本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業の収入が税務署に気付かれないようにするために、本件各店舗について、風営法等の許可をC社名義等で取得するなどして本件キャバクラ事業及び本件店舗転貸事業の経営主体がC社等であり、原告でないかのように偽装したと認められる。

イ 雑所得について

(ア) 本件私募債の償還差益等について

上記7(1)イの事実が認められるほか、証拠（乙30、32、36）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、戊から、本件私募債の償還差益等が発生していると説明を受けていたこと、本件海外銀行口座の資金運用を委託した頃から、何度か、資金運用によりファンドの運用益等が生じた場合には確定申告が必要であると説明を受けていたと認められる。

(イ) 本件匿名組合分配金について

各文末に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 原告は、オフィスビルを主たる用途とする収益不動産（信託受益権）に投資する匿名組合出資形態の不動産投資ファンドに投資することとし、f社との間で、平成15年12月に、匿名組合契約を締結して1億円を出資した。原告は、平成16年8月23日に、これによる利益分配金（以下「本件匿名組合分配金」という。）として、485万8342円を得た（乙31、32）。

b 上記ファンドのマネジメントを行った株式会社g（以下「g社」という。）が作成した『『N』商品概要説明資料』（以下「匿名組合説明資料」という。）（乙37資料1）及び『『N』Q&A集』（以下「匿名組合Q&A集」という。）（乙37資料2）には、出資者が個人である場合の本件匿名組合分配金は雑所得となり、確定申告が必要であることが、それぞれ記載されている（乙37）。

また、上記ファンドを取り扱った証券会社の職員は、投資家に対し、匿名組合説明資料及び匿名組合Q&A集を配付した上で、これらの記載内容について説明していた（乙37）。

そして、原告に対する国税犯則取締法に基づく調査の際には、原告の自宅から、匿名組合Q&A集が差し押さえられた（乙38）。

(ウ) 本件提供資金の運用益について

原告が乙に資金を預けることとなった経緯等は、上記7(2)アのとおりである。

(エ) 以上によれば、原告は、雑所得のうち、本件私募債の償還差益等については、秘匿性の高いスイスの銀行の匿名口座を利用し、また、本件提供資金の運用益については、乙に資産を運用させて得たものであり、課税庁が把握することが困難であるこれらの所得を隠ぺいするためにあえて申告せず、さらに、本件匿名組合分配金についても、確定申告が必要であることを認識していたにもかかわらず、その所得を隠ぺいするためにあえて申告し

なかったと認められる。

ウ 譲渡所得について

(ア) 原告は、平成15年4月7日に、K証券において、また、同年8月14日に、L証券において、措置法37条の11の3第3項1号（平成15年法律第8号又は平成16年法律第14号及び平成17年法律第21号による改正前のもの）に規定する特定口座をそれぞれ開設するに当たり、特定口座において生じる上場株式の譲渡益について、源泉徴収が行われる特例制度を選択せず、確定申告をすることとした（乙30）。

(イ) 原告は、平成15年12月頃、ニュースで、資産家を狙った強盗団が様々な情報から狙う相手を探していると知り、また、当時、所得税額が1000万円を超えると高額所得者として公示されると知っていたため、高額所得者として公示されると、強盗等に自宅を狙われるのではないかと危惧した。そして、原告は、株式等に係る譲渡所得の申告分離課税の税率が7%であると知っていたため、所得税額が1000万円以下となる株式等の譲渡所得は、約1億4000万円以下であると考えた（乙30）。

原告は、平成16年3月上旬頃、K証券から送付を受けていた平成15年分の特定口座年間取引報告書（乙30資料3）の利益金額が1億3632万3791円であり、L証券から送付を受けていた同年分の特定口座年間取引報告書（乙30資料4）の利益金額が1104万1023円であったため、同年分の所得税の確定申告に当たり、1億4000万円以下の金額であったK証券の特定口座において生じた利益金額のみを確定申告書に記載して申告し、L証券の特定口座において生じた利益金額は確定申告書に記載せずに申告しないこととし、世田谷税務署において、K証券の特定口座年間取引報告書を同税務署の職員に提示し、その譲渡所得のみを申告するなど話して、職員から指導等を受け、確定申告書（乙30資料3）を作成し、世田谷税務署長に提出した（乙30）。

(ウ) 原告は、平成17年3月上旬頃、平成15年分の所得税の確定申告と同様に、L証券から送付を受けていた平成16年分の特定口座年間取引報告書（乙32資料1）の利益金額が1億2321万5595円であり、K証券から送付を受けていた同年分の特定口座年間取引報告書（乙32資料2）の利益金額が3435万1988円であったため、同年分の所得税の確定申告に当たり、1億4000万円以下の金額であったL証券の特定口座において生じた利益金額のみを確定申告書に記載して申告し、K証券の特定口座において生じた利益金額は確定申告書に記載せずに申告しないこととし、世田谷税務署において、L証券の特定口座年間取引報告書を同税務署の職員に提示し、その譲渡所得のみを申告するなど話して、職員から指導等を受け、確定申告書を作成した。しかし、原告は、平成16年に、住所地を世田谷税務署管轄内から北沢税務署管轄内に移転しており、上記確定申告書をそのまま提出することができなかつたため、上記確定申告書に基づき、改めて確定申告書（乙32資料1）を作成し、北沢税務署長に提出した（乙32）。

(エ) 以上によれば、原告は、K証券の特定口座において生じた利益及びL証券の特定口座において生じた利益を得ていたにもかかわらず、1億4000万円以下の金額であったK証券の特定口座において生じた利益金額又はL証券の特定口座において生じた利益金額の一方のみを確定申告書に記載して申告し、他方を確定申告書に記載せずに隠ぺいし、申告する利益金額に係る特定口座年間取引報告書のみを税務署の職員に提示し、その譲渡所得についてのみ確定申告書を作成し、平成15年分及び平成16年分の所得税について、

譲渡所得の一部を隠ぺいしたと認められる。

エ 以上によれば、平成15年分及び平成16年分の所得税の重加算税の各賦課決定処分は、通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすものと認められる。

9 各処分等の適法性について

(1) 各納税告知処分の適法性

本件各月分の源泉所得税額は、別紙4第1の1(1)のとおりであるところ、これらの源泉所得税額は、訂正後本件各告知処分類(別紙2-2⑧欄)を上回り、又は訂正後本件各告知処分類と同額であるから、各納税告知処分(ただし、別紙2-2のとおり各訂正告知処分、各再訂正告知処分、本件裁決及び本件訂正告知処分により一部減額され、又は一部取り消された後のもの)は、いずれも適法である。

(2) 各賦課決定処分の適法性

上記8(2)のとおり、原告は、原告が本件キャバクラ事業の経営主体であり、本件ホステスらに支払われた給与等に係る源泉徴収義務者であるにもかかわらず、風営法等の許可をC社名義等で取得するなどして、原告ではなく、C社等が本件キャバクラ事業の経営主体であり、源泉徴収義務者であるかのように仮装し、本件各月分の源泉所得税について、いずれも各法定納期限までに国に納付しなかったと認められるところ、通則法68条3項に基づき課される本件各月分の源泉所得税の重加算税の額は、別紙4第1の2(1)のとおりであり、これらの税額は、変更後本件各賦課決定処分類(別紙2-3の⑧欄)を上回り、又は変更後本件各賦課決定処分類と同額であるから、各賦課決定処分(ただし、別紙2-3のとおり各変更決定処分、各再変更決定処分、本件裁決及び本件変更賦課決定処分により一部減額され、又は一部取り消された後のもの)は、いずれも適法である。

(3) 本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分の適法性について

原告の本件各年分の納付すべき所得税額は、別紙4第2の1(1)エ、同(2)エ、同(3)カ及び同(4)カのとおり、それぞれ、

平成13年分	1999万2400円
平成14年分	3091万0300円
平成15年分	3172万6100円
平成16年分	3992万3900円

であるところ、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分に係る納付すべき税額は、それぞれ、

平成13年分	1999万2400円
平成14年分	3091万0300円
平成15年分	3172万6100円
平成16年分	3844万3900円

であって、平成13年分から平成15年分までについては、被告が本訴において主張する納付すべき税額と同額であり、平成16年分については、被告が本訴において主張する納付すべき税額を下回るから、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分はいずれも適法である(別紙3-1から3-4までの各「納付すべき税額」欄参照)。

(4) 本件各課税期間の消費税等の各決定処分の適法性について

原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の額は、別紙4第2の2(1)ウ及び同(2)ウのと

おり、それぞれ、

平成15年課税期間 3230万2700円

平成16年課税期間 2751万1000円

であるところ、これらの金額は、本件各課税期間の消費税等の各決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である（別紙3-5及び3-6の各「納付すべき消費税等の額」欄参照）。

(5) 本件各年分の所得税の重加算税の賦課決定処分の適法性について

原告の本件各年分の所得税の重加算税の額は、別紙4第2の4(1)アからエまでのとおり、それぞれ、

平成13年分 799万6000円

平成14年分 1236万4000円

平成15年分 788万9000円

平成16年分 1058万0500円

であるところ、これらの金額は、本件各年分の所得税の重加算税の賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である（別紙3-1から3-4までの各「重加算税」欄参照）。

(6) 本件各課税期間の消費税等の重加算税の賦課決定処分の適法性について

原告の本件各課税期間の消費税等の重加算税の額は、別紙4の第2の4(2)ア及びイのとおり、それぞれ、

平成15年課税期間 1292万円

平成16年課税期間 1100万4000円

であるところ、これらの金額は、本件各課税期間の消費税等の重加算税の賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である（別紙3-5及び3-6の各「重加算税」欄参照）。

10 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判官 竹林 俊憲

裁判長裁判官定塚誠及び裁判官馬場俊宏は、いずれも転補のため署名押印することができない。

裁判官 竹林 俊憲

請 求 目 録

第1 第1事件

1 武蔵野税務署長が原告に対してした次の各処分をいずれも取り消す。

(1) 平成18年9月13日付けでした次の各処分

ア 平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（ただし、平成14年1月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、同年11月、平成15年7月、同年8月、同年11月及び平成16年5月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年2月分については、平成24年6月28日付けでした納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年9月、同年12月、平成15年1月、同年4月、同年12月、平成16年3月、同年8月及び同年11月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分により一部減額され、及び平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの、平成15年2月、同年5月、平成16年1月、同年7月、同年9月及び同年10月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分により一部減額され、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成16年12月、平成17年3月及び同年4月の各月分については、平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分、平成22年1月6日付けでした各訂正告知処分及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成17年1月及び同年2月の各月分については、平成19年2月27日付けでした各訂正告知処分及び平成22年1月6日付けでした各訂正告知処分により一部減額された後のもの）

イ 平成14年1月から平成17年4月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の重加算税の各賦課決定処分（ただし、平成14年1月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、同年11月、平成15年5月、同年7月、同年8月及び平成16年5月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成14年2月及び平成15年11月の各月分については、いずれも平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年9月、同年12月、平成15年1月、同年4月、同年12月、平成16年3月、同年8月及び同年11月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分により一部減額され、及び平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの、平成15年2月、平成16年7月及び同年10月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分により一部減額され、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年1月、同年9月及び平成17年3月の各月分については、いずれも平成19年2月27日付けでした各変更決定処分及び平成24年6月28日付けでした各変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年12月及び平成17年4月の各月分については平成19年2月27日付けでした各変更決定処分、平成22年1月6日付けでした各変更決定処分及び平成24年6

月28日付けでした各変更決定処分後のもの、平成17年1月及び同年2月の各月分については平成19年2月27日付けでした各変更決定処分及び平成22年1月6日付けでした各変更決定処分後のもの)

(2) 平成19年2月27日付けでした次の各処分

ア 平成14年2月、同年3月、同年6月、平成15年3月、同年7月、平成16年2月及び同年5月の各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分(ただし、平成14年2月分については、平成24年6月28日付けでした納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成14年3月、同年6月、平成15年7月及び平成16年5月の各月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした各納税告知訂正処分により一部減額された後のもの、平成15年3月及び平成16年2月の各月分については、いずれも平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの)

イ 平成14年6月及び平成16年2月の各月分の源泉徴収に係る所得税の重加算税の各賦課決定処分(ただし、平成14年6月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消され、及び平成24年6月28日付けでした変更決定処分により一部減額された後のもの、平成16年2月分については、平成22年7月27日付け裁決により一部取り消された後のもの)

2 国税不服審判所長が原告に対し平成22年7月27日付けでした裁決を取り消す。

第2 第2事件

北沢税務署長が原告に対して平成18年7月31日付けでした次の各処分をいずれも取り消す。

1 平成13年分の所得税の決定処分のうち総所得金額462万8000円、納付すべき税額2万6100円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成19年2月27日付けでした減額更正処分及び変更決定処分により一部減額され、及び平成23年2月24日付け裁決により一部取り消された後のもの)

2 平成14年分の所得税の決定処分のうち総所得金額172万6800円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成19年2月27日付けでした減額更正処分及び変更決定処分により一部減額された後のもの)

3 平成15年分の所得税の更正処分のうち上場株式等に係る課税譲渡所得の金額1億4452万5000円、納付すべき税額986万6700円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも平成19年2月27日付けでした減額更正処分及び変更決定処分により一部減額され、並びに平成23年2月24日付け裁決により一部取り消された後のもの)

4 平成16年分の所得税の更正処分のうち総所得金額461万3008円、上場株式等に係る課税譲渡所得の金額1億5756万7000円、納付すべき税額989万1800円を超える部分(ただし、平成19年2月27日付けでした減額更正処分により一部減額され、及び平成22年2月1日付けでした異議決定により一部取り消された後のもの)及び重加算税の賦課決定処分(平成19年2月27日付けでした変更決定処分により一部減額された後のもの)

5 平成15年1月1日から同年12月31日まで及び平成16年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各決定処分並びに重加算税の各賦課決定処分(ただし、平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税の賦課決定処分については、いずれも平成19年2月27日付けでした減額

更正処分及び変更決定処分により一部減額され、並びに平成23年2月24日付け裁決により一部取り消された後のもの、平成16年1月1日から同年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税の賦課決定処分については、いずれも平成19年2月27日付けでした減額更正処分及び変更決定処分により一部減額された後のもの)

本件各告知処分等及び本件裁決の経緯

(単位：円)

区 分	年 月 日	源泉所得税額	重加算税額
① 各納税告知処分及び各賦課決定処分 (第一次)	平成 18 年 9 月 13 日	261, 293, 769	91, 385, 000
② 上記①に対する異議申立て	平成 18 年 11 月 8 日	0	0
③ 各納税告知処分及び各賦課決定処分 (第二次)	平成 19 年 2 月 27 日	105, 428 (261, 399, 197)	28, 000 (91, 413, 000)
④ 上記①の各訂正告知処分及び 各変更決定処分	平成 19 年 2 月 27 日	△3, 737, 126 (257, 662, 071)	△1, 309, 000 (90, 104, 000)
⑤ 上記③に対する異議申立て	平成 19 年 4 月 20 日	0	0
⑥ 上記①及び③に対する審査請求	平成 21 年 8 月 3 日	0	0
⑦ 上記①の各再訂正告知処分及び 各再変更決定処分	平成 22 年 1 月 6 日	△153, 439 (257, 508, 632)	△52, 500 (90, 051, 500)
⑧ 審査裁決	平成 22 年 7 月 27 日	255, 580, 144	89, 383, 000
⑨ 上記①及び③の本件訂正告知処分及 び本件変更賦課決定処分	平成 24 年 6 月 28 日	△36, 318, 632 (219, 222, 697)	△12, 708, 500 (76, 657, 000)

(注 1) ①欄における、各納税告知処分の内訳は別紙 2 - 2 の①欄のとおりであり、各賦課決定処分の内訳は別紙 2 - 3 の①欄のとおりである。

(注 2) ③欄における、各納税告知処分の内訳は別紙 2 - 2 の②欄のとおりであり、各賦課決定処分の内訳は別紙 2 - 3 の②欄のとおりである。

(注 3) ④欄における、各訂正告知処分の内訳は別紙 2 - 2 の③欄のとおりであり、各変更決定処分の内訳は別紙 2 - 3 の③欄のとおりである。

(注 4) ⑦欄における、各再訂正告知処分の内訳は別紙 2 - 2 の④欄のとおりであり、各再変更決定処分の内訳は別紙 2 - 3 の④欄のとおりである。

(注 5) ⑧欄における、源泉所得税額に係る審査裁決の内訳は別紙 2 - 2 の⑥欄のとおりであり、重加算税額に係る審査裁決の内訳は別紙 2 - 3 の⑥欄のとおりである。

(注 6) ⑨欄における、本件訂正告知処分の内訳は別紙 2 - 2 の⑦欄のとおりであり、本件変更賦課決定処分の内訳は別紙 2 - 3 の⑦欄のとおりである。

(注 7) ③欄、④欄、⑦欄及び⑨欄記載の括弧書きの各金額は、それぞれの処分後における処分額の差引累計税額である。

各告知処分等における本件各月分の源泉所得税額

別紙 2 - 2

(単位：円)

	①各納税告知 処分数額 (第一次) (H18. 9. 13付)	②各納税告知 処分数額 (第二次) (H19. 2. 27付)	③各訂正告知 処分数額 (H19. 2. 27付)	④各再訂正 告知処分数額 (H22. 1. 6付)	⑤各告知処分 等の累計額 (①+②+ ③+④)	⑥本件裁決 認定額 (H22. 7. 27付)	⑦本件訂正告 知処分数額 (H24. 6. 28付)	⑧訂正後本件 各告知処分数額 (⑤、⑥又は ⑦の低い額)
H14. 1	7,461,840	—	—	—	7,461,840	7,081,422	3,240,377	3,240,377
H14. 2	7,852,215	600	—	—	7,852,815	7,891,125	7,194,808	7,194,808
H14. 3	8,710,364	100	—	—	8,710,464	8,637,398	4,339,750	4,339,750
H14. 4	8,403,656	—	—	—	8,403,656	8,277,485	—	8,277,485
H14. 5	6,914,601	—	—	—	6,914,601	6,892,363	—	6,892,363
H14. 6	7,221,786	64,700	—	—	7,286,486	7,253,013	3,548,910	3,548,910
H14. 7	6,465,380	—	—	—	6,465,380	6,455,502	—	6,455,502
H14. 8	6,728,982	—	—	—	6,728,982	6,706,122	3,392,448	3,392,448
H14. 9	7,029,261	—	△ 63,335	—	6,965,926	6,878,510	—	6,878,510
H14. 10	7,749,786	—	—	—	7,749,786	7,658,366	7,471,356	7,471,356
H14. 11	8,151,738	—	—	—	8,151,738	8,124,622	4,600,940	4,600,940
H14. 12	9,544,580	—	△ 92,674	—	9,451,906	9,426,430	—	9,426,430
H15. 1	8,634,846	—	△ 518,980	—	8,115,866	8,003,800	—	8,003,800
H15. 2	7,942,144	—	△ 3,075	—	7,939,069	7,875,243	7,801,508	7,801,508
H15. 3	6,848,197	9,829	—	—	6,858,026	6,832,218	—	6,832,218
H15. 4	6,427,909	—	△ 43,866	—	6,384,043	6,356,480	—	6,356,480
H15. 5	6,654,675	—	△ 600	—	6,654,075	6,621,339	3,215,936	3,215,936
H15. 6	6,422,949	—	—	—	6,422,949	6,417,049	—	6,417,049
H15. 7	6,799,343	9,889	—	—	6,809,232	6,676,372	6,061,079	6,061,079
H15. 8	6,778,357	—	—	—	6,778,357	6,758,334	4,242,617	4,242,617
H15. 9	5,716,381	—	—	—	5,716,381	5,667,558	—	5,667,558
H15. 10	5,793,427	—	—	—	5,793,427	5,775,557	—	5,775,557
H15. 11	6,433,927	—	—	—	6,433,927	6,430,027	3,690,027	3,690,027
H15. 12	7,722,884	—	△ 37,150	—	7,685,734	7,673,534	—	7,673,534
H16. 1	6,580,915	—	△ 628,616	—	5,952,299	5,951,459	4,925,353	4,925,353
H16. 2	5,206,261	20,300	—	—	5,226,561	5,189,218	—	5,189,218
H16. 3	4,686,855	—	△ 17,300	—	4,669,555	4,637,100	—	4,637,100
H16. 4	5,244,001	—	—	—	5,244,001	5,145,238	—	5,145,238
H16. 5	5,574,654	10	—	—	5,574,664	5,451,828	5,310,579	5,310,579
H16. 6	5,572,534	—	—	—	5,572,534	5,554,439	—	5,554,439
H16. 7	6,517,156	—	△ 163,700	—	6,353,456	6,267,901	3,823,091	3,823,091
H16. 8	5,595,260	—	△ 163,700	—	5,431,560	5,376,144	—	5,376,144
H16. 9	5,300,360	—	△ 163,700	—	5,136,660	5,135,880	4,806,352	4,806,352
H16. 10	6,078,444	—	△ 163,700	—	5,914,744	5,816,456	3,966,302	3,966,302
H16. 11	5,686,310	—	△ 163,700	—	5,522,610	5,508,785	—	5,508,785
H16. 12	7,973,912	—	△ 747,200	△ 55,575	7,171,137	7,171,137	7,026,845	7,026,845
H17. 1	4,477,745	—	△ 292,430	△ 27,300	4,158,015	4,158,145	—	4,158,015
H17. 2	4,151,922	—	△ 156,300	△ 15,735	3,979,887	3,980,132	—	3,979,887
H17. 3	4,105,015	—	△ 155,200	△ 6,488	3,943,327	3,943,457	3,623,815	3,623,815
H17. 4	4,133,197	—	△ 161,900	△ 48,341	3,922,956	3,922,956	2,735,292	2,735,292
合計	261,293,769	105,428	△ 3,737,126	△ 153,439	257,508,632	255,580,144	—	219,222,697

各決定処分等における本件各月分の重加算税額

別紙2-3

(単位：円)

	①各賦課決定 処分類 (第一次) (H18. 9. 13付)	②各賦課決定 処分類 (第二次) (H19. 2. 27付)	③各変更決定 処分類 (H19. 2. 27付)	④各再変更 決定処分類 (H22. 1. 6付)	⑤各決定処分 等の累計額 (①+②+ ③+④)	⑥本件裁決 認定額 (H22. 7. 27付)	⑦本件変更賦 課決定処分類 (H24. 6. 28付)	⑧変更後本件 各賦課決定 処分類 (⑤、⑥又は ⑦の低い額)
H14. 1	2,611,000	—	—	—	2,611,000	2,478,000	1,134,000	1,134,000
H14. 2	2,747,500	—	—	—	2,747,500	2,761,500	2,516,500	2,516,500
H14. 3	3,048,500	—	—	—	3,048,500	3,020,500	1,515,500	1,515,500
H14. 4	2,940,000	—	—	—	2,940,000	2,894,500	—	2,894,500
H14. 5	2,418,500	—	—	—	2,418,500	2,411,500	—	2,411,500
H14. 6	2,527,000	21,000	—	—	2,548,000	2,537,500	1,239,000	1,239,000
H14. 7	2,261,000	—	—	—	2,261,000	2,257,500	—	2,257,500
H14. 8	2,352,000	—	—	—	2,352,000	2,345,000	1,186,500	1,186,500
H14. 9	2,457,000	—	△ 21,000	—	2,436,000	2,404,500	—	2,404,500
H14. 10	2,709,000	—	—	—	2,709,000	2,677,500	2,614,500	2,614,500
H14. 11	2,852,500	—	—	—	2,852,500	2,842,000	1,610,000	1,610,000
H14. 12	3,339,000	—	△ 31,500	—	3,307,500	3,297,000	—	3,297,000
H15. 1	3,020,500	—	△ 182,000	—	2,838,500	2,800,000	—	2,800,000
H15. 2	2,779,000	—	△ 3,500	—	2,775,500	2,754,500	2,730,000	2,730,000
H15. 3	2,394,000	—	—	—	2,394,000	2,390,500	—	2,390,500
H15. 4	2,247,000	—	△ 14,000	—	2,233,000	2,222,500	—	2,222,500
H15. 5	2,327,500	—	—	—	2,327,500	2,317,000	1,123,500	1,123,500
H15. 6	2,247,000	—	—	—	2,247,000	2,243,500	—	2,243,500
H15. 7	2,376,500	—	—	—	2,376,500	2,334,500	2,121,000	2,121,000
H15. 8	2,369,500	—	—	—	2,369,500	2,362,500	1,484,000	1,484,000
H15. 9	1,998,500	—	—	—	1,998,500	1,981,000	—	1,981,000
H15. 10	2,026,500	—	—	—	2,026,500	2,019,500	—	2,019,500
H15. 11	2,250,500	—	—	—	2,250,500	2,250,500	1,291,500	1,291,500
H15. 12	2,702,000	—	△ 14,000	—	2,688,000	2,684,500	—	2,684,500
H16. 1	2,303,000	—	△ 220,500	—	2,082,500	2,082,500	1,722,000	1,722,000
H16. 2	1,820,000	7,000	—	—	1,827,000	1,813,000	—	1,813,000
H16. 3	1,638,000	—	△ 7,000	—	1,631,000	1,620,500	—	1,620,500
H16. 4	1,834,000	—	—	—	1,834,000	1,799,000	—	1,799,000
H16. 5	1,949,500	—	—	—	1,949,500	1,907,500	1,858,500	1,858,500
H16. 6	1,949,500	—	—	—	1,949,500	1,942,500	—	1,942,500
H16. 7	2,278,500	—	△ 56,000	—	2,222,500	2,191,000	1,337,000	1,337,000
H16. 8	1,956,500	—	△ 56,000	—	1,900,500	1,879,500	—	1,879,500
H16. 9	1,855,000	—	△ 59,500	—	1,795,500	1,795,500	1,680,000	1,680,000
H16. 10	2,124,500	—	△ 56,000	—	2,068,500	2,033,500	1,386,000	1,386,000
H16. 11	1,988,000	—	△ 56,000	—	1,932,000	1,925,000	—	1,925,000
H16. 12	2,789,500	—	△ 262,500	△ 17,500	2,509,500	2,509,500	2,457,000	2,457,000
H17. 1	1,564,500	—	△ 101,500	△ 10,500	1,452,500	1,452,500	—	1,452,500
H17. 2	1,452,500	—	△ 56,000	△ 7,000	1,389,500	1,393,000	—	1,389,500
H17. 3	1,435,000	—	△ 56,000	—	1,379,000	1,379,000	1,267,000	1,267,000
H17. 4	1,445,500	—	△ 56,000	△ 17,500	1,372,000	1,372,000	955,500	955,500
合計	91,385,000	28,000	△ 1,309,000	△ 52,500	90,051,500	89,383,000	—	76,657,000

本件所得税各決定処分等の経緯等(平成13年分)

(単位:円)

項 目		決定処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
総所得金額	①	69,254,114	0	65,272,285	棄 却	0	64,870,014
内 訳	事業所得の金額	②	0	60,644,285		0	60,242,014
	給与所得の金額	③	0	4,628,000		0	4,628,000
所得控除の額の合計額		④	0	3,190,102		0	3,190,102
課税される総所得金額		⑤	0	62,082,000		0	61,679,000
課税される総所得金額 に対する税額		⑥	0	20,480,340		0	20,331,230
定率減税額		⑦	0	250,000		0	250,000
源泉徴収税額		⑧	0	88,800		0	88,800
納付すべき税額		⑨	0	20,141,500		0	19,992,400
重加算税		⑩	0	8,056,000		0	7,996,000

本件所得税各決定処分等の経緯等(平成14年分)

(単位:円)

項 目		決定処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
総所得金額	①	100,446,708	0	94,401,528	棄 却	0	棄 却
内 訳	事業所得の金額	②	0	92,674,728		0	
	給与所得の金額	③	0	1,726,800		0	
所得控除の額の合計額		④	0	3,320,875		0	
課税される総所得金額		⑤	0	91,080,000		0	
課税される総所得金額 に対する税額		⑥	0	31,209,600		0	
定率減税額		⑦	0	250,000		0	
源泉徴収税額		⑧	0	49,280		0	
納付すべき税額		⑨	0	30,910,300		0	
重加算税		⑩	0	12,364,000		0	

本件所得税各決定処分等の経緯等(平成15年分)

(単位:円)

項 目	確定申告	更正処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日	平成16年3月12日	平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
総所得金額 (②+③)	① 0	70,580,212	0	68,332,060	棄 却	0	68,112,280
内 事業所得の金額	② -	62,709,346	0	60,461,194		0	60,241,414
訳 雑所得の金額	③ -	7,870,866	0	7,870,866		0	7,870,866
上場株式等に係る譲渡所得の金額	④ 136,323,791	147,364,814	0	147,364,814		0	147,364,814
所得控除の額の合計額	⑤ 1,646,600	2,839,600	0	2,839,600		0	2,839,600
課税総所得金額	⑥ 0	67,740,000	0	65,492,000		0	65,272,000
上場株式等に係る課税譲渡所得の金額	⑦ 134,677,000	147,364,000	0	147,364,000		0	147,364,000
算出税額 (⑨+⑩)	⑧ 9,427,390	32,889,280	0	32,057,520		0	31,976,120
内 ⑥に対する税額	⑨ 0	22,573,800	0	21,742,040		0	21,660,640
訳 ⑦に対する税額	⑩ 9,427,390	10,315,480	0	10,315,480		0	10,315,480
定率減税額	⑪ 250,000	250,000	0	250,000		0	250,000
源泉徴収税額	⑫ 0	0	0	0		0	0
納付すべき税額	⑬ 9,177,300	32,639,200	0	31,807,500		0	31,726,100
重加算税	⑭ -	8,211,000	0	7,920,500		0	7,889,000

本件所得税各決定処分等の経緯等(平成16年分)

(単位:円)

項 目	確定申告	更正処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日	平成17年3月15日	平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
総所得金額 (②+③)	① 0	89,998,620	0	87,899,650	87,898,650	0	棄 却
内 事業所得の金額	② -	73,699,054	0	71,610,084	71,609,084	0	
訳 雑所得の金額	③ -	16,299,566	0	16,289,566	16,289,566	0	
上場株式等に係る譲渡所得の金額	④ 123,215,595	157,567,583	0	157,567,583	157,567,583	0	
所得控除の額の合計額	⑤ 2,331,200	3,774,200	0	3,774,200	3,774,200	0	
課税総所得金額	⑥ 0	86,224,000	0	84,125,000	84,124,000	0	
上場株式等に係る課税譲渡所得の金額	⑦ 120,884,000	157,567,000	0	157,567,000	157,567,000	0	
算出税額 (⑨+⑩)	⑧ 8,461,880	40,442,570	0	39,665,940	39,665,570	0	
内 ⑥に対する税額	⑨ 0	29,412,880	0	28,636,250	28,635,880	0	
訳 ⑦に対する税額	⑩ 8,461,880	11,029,690	0	11,029,690	11,029,690	0	
定率減税額	⑪ 250,000	250,000	0	250,000	250,000	0	
源泉徴収税額	⑫ 0	971,668	0	971,668	971,668	0	
納付すべき税額	⑬ 8,211,800	39,220,900	0	38,444,200	38,443,900	0	
重加算税	⑭ -	10,850,000	0	10,580,500	10,580,500	0	

本件消費税等各決定処分の経緯等(平成15年課税期間)

(単位:円)

項 目		決定処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
課 税 標 準 額	①	865,203,000	0	869,605,000	棄 却	0	869,395,000
納付すべき消費税額	②	26,026,400	0	25,850,600		0	25,842,200
納付すべき地方消費税額	③	6,506,600	0	6,462,600		0	6,460,500
納付すべき消費税等の額 (② + ③)	④	32,533,000	0	32,313,200		0	32,302,700
重 加 算 税	⑤	13,012,000	0	12,924,000		0	12,920,000

本件消費税等各決定処分の経緯等(平成16年課税期間)

(単位:円)

項 目		決定処分等	異議申立て	更正処分等	異議決定	審査請求	審査裁決
年 月 日		平成18年7月31日	平成18年8月31日	平成19年2月27日	平成22年2月1日	平成22年3月1日	平成23年2月24日
課 税 標 準 額	①	724,001,000	0	724,761,000	棄 却	0	棄 却
納付すべき消費税額	②	22,164,500	0	22,008,800		0	
納付すべき地方消費税額	③	5,541,100	0	5,502,200		0	
納付すべき消費税等の額 (② + ③)	④	27,705,600	0	27,511,000		0	
重 加 算 税	⑤	11,080,000	0	11,004,000		0	

各処分等の根拠及び適法性

第 1 第 1 事件について

1 各納税告知処分の根拠及び適法性

(1) 各納税告知処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の納付すべき源泉所得税額は、原告が、平成 14 年 1 月から平成 17 年 4 月までの期間において、自身が経営する複数のキャバクラ店に勤務する各ホステスらに対して支払った給与等の額（別紙 5 の「給与等の支払額」欄記載の額）について所得税法 185 条 1 項（平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。以下同じ。） 2 号イ又はホに基づき算出した所得税の合計額であり、本件各月分の源泉所得税額は、別紙 5 の「源泉所得税額」欄記載のとおりである。

(2) 各納税告知処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各月分の源泉所得税額は、上記(1)のとおりであるところ、これらの源泉所得税額は、訂正後本件各告知処分数額（別紙 2-2 ⑧欄）を上回り、又は訂正後本件各告知処分数額と同額であるから、各納税告知処分（ただし、別紙 2-2 のとおり各訂正告知処分、各再訂正告知処分、本件裁決及び本件訂正告知処分により一部減額され、又は一部取り消された後のもの）は、いずれも適法である。

2 各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 各賦課決定処分の根拠

原告は、自身が経営する複数のキャバクラ店に勤務する各ホステスらに対する給与等の支払者であり、平成 14 年 1 月から平成 17 年 4 月までの期間において各ホステスらに支払った給与等について所得税法 183 条 1 項に基づき所得税を徴収し、これらをその各法定納期限までに国に納付すべきであったにもかかわらず、上記キャバクラ店は原告の従業員がその代表を務める事業実体のない法人等が経営するものであるかのように装うなど、原告が上記給与等の支払者ではないかのように仮装し、上記給与等に係る源泉所得税をその各法定納期限までに国に納付しなかったものである。

これらの行為が国税通則法（以下「通則法」という。） 68 条 3 項（平成 18 年法律第 10 号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかであるから、各納税告知処分に係る源泉所得税については、同項に基づき重加算税が徴収されることとなる。

そして、上記 1 (2) のとおり、各納税告知処分はいずれも適法であるところ、本件各月分の源泉所得税の重加算税の額は、本件各告知処分に係る納付すべき各源泉所得税額（通則法 118 条 3 項により 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、同法 68 条 3 項に基づき 100 分の 35 の割合を乗じて算出した、別紙 5 の「重加算税額」欄記載の各金額である。

(2) 各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各月分の源泉所得税の重加算税の額は、上記(1)のとおりであり、これらの税額は、変更後本件各賦課決定処分数額（別紙 2-3 の⑧欄）を上回り、又は変更後本件各賦課決定処分数額と同額であるから、各賦課決定処分（ただし、別紙 2-3 のとおり各変更決定処分、各再変更決定処分、本件裁決及び本件変更賦課決定処分により一部減額さ

れ、又は一部取り消された後のもの)は、いずれも適法である。

第2 第2事件について

1 本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分の根拠について

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税に係る総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである(別紙6-1参照)。

(1) 平成13年分

ア 総所得金額(別紙6-1の「平成13年分」欄の順号①) 6487万0014円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額(別紙6-1の「平成13年分」欄の順号②)

6024万2014円

上記金額は、本件各事業に係る総収入金額から売上原価及び必要経費を控除した後の所得金額であり、その内訳は別紙7の「平成13年分」欄の各金額のとおりである。

(イ) 給与所得の金額(別紙6-1の「平成13年分」欄の順号③) 462万8000円

上記金額は、株式会社h(以下「h社」という。)からの給与の収入金額646万円から、所得税法28条3項3号に基づき計算した給与所得控除額183万2000円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の合計額(別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑥) 319万0102円

上記金額は、次の(ア)から(カ)までの合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額

85万7102円

上記金額は、原告が平成13年において支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除(所得税法74条。ただし、平成18年法律第83号による改正前のもの。以下同じ。)の対象となる金額である。

(イ) 生命保険料控除の額

5万円

上記金額は、原告が平成13年において支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除(所得税法76条。ただし、平成17年法律第102号による改正前のもの。以下同じ。)の額である。

(ウ) 損害保険料控除の額

3000円

上記金額は、原告が平成13年において支払った損害保険料の金額を基に計算される損害保険料控除(所得税法77条。ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の額である。

(エ) 配偶者控除の額

38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される配偶者控除(所得税法83条。ただし、平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。)の額である。

(オ) 扶養控除の額

152万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される扶養控除(所得税法84条。ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)の額である。

(カ) 基礎控除の額

38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除(所得税法86条)の額である。

ウ 課税総所得金額(別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑦) 6167万9000円

上記金額は、上記アの総所得金額6487万0014円から上記イの所得控除の額319

万0102円を控除した後の金額（ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

エ 納付すべき税額（別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑭） 1999万2400円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額（別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑩）

2033万1230円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に、所得税法89条1項（ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）4条（ただし、平成18年法律第10号による改正（廃止）前のもの。以下同じ。）所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額（別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑫） 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項（ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。以下同じ。）により所得税額から控除される金額である。

(ウ) 源泉徴収税額（別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑬） 8万8800円

上記金額は、h社からの給与につき源泉徴収された所得税の額である。

(2) 平成14年分

ア 総所得金額（別紙6-1の「平成14年分」欄の順号①） 9440万1528円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額（別紙6-1の「平成14年分」欄の順号②）

9267万4728円

上記金額は、本件各事業に係る総収入金額から売上原価及び必要経費を控除した後の所得金額であり、その内訳は、別紙7の「平成14年分」欄の各金額のとおりである。

(イ) 給与所得の金額（別紙6-1の「平成14年分」欄の順号③） 172万6800円

上記金額は、h社からの給与の収入金額272万5000円から所得税法28条3項3号に基づき計算した給与所得控除額99万8200円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の合計額（別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑥） 332万0875円

上記金額は、次の(ア)から(カ)までの合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 60万7875円

上記金額は、原告が平成14年において支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法74条）の対象となる金額である。

(イ) 生命保険料控除の額 5万円

上記金額は、原告が平成14年において支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除（所得税法76条）の額である。

(ウ) 損害保険料控除の額 3000円

上記金額は、原告が平成14年において支払った損害保険料の金額を基に計算される損害保険料控除（所得税法77条）の額である。

(エ) 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される配偶者控除（所得税法83条）の額であ

る。

(オ) 扶養控除の額 190万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される扶養控除(所得税法84条)の額である。

(カ) 基礎控除の額 38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除(所得税法86条)の額である。

ウ 課税総所得金額(別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑦) 9108万円

上記金額は、上記アの総所得金額9440万1528円から上記イの所得控除の合計額332万0875円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額(別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑭) 3091万0300円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑦)

3120万9600円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額に、所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 定率減税額(別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑫) 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項により所得税額から控除される金額である。

(ウ) 源泉徴収税額(別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑬) 4万9280円

上記金額は、h社からの給与につき源泉徴収された所得税の額である。

(3) 平成15年分

ア 総所得金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号①) 6811万2280円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号②)

6024万1414円

上記金額は、本件各事業に係る総収入金額から売上原価及び必要経費を控除した後の所得金額であり、その内訳は、別紙7の「平成15年分」欄の各金額のとおりである。

(イ) 雑所得の金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号④) 787万0866円

上記金額は、次のaの金額とbの金額を通算した金額である。

a 私募債償還差益等 826万3566円

上記金額は、原告が株式会社M(以下「M」という。)を通じて購入したB(以下「B」という。)発行に係る私募債の利益分配及び償還差益(以下「償還差益等」という。)の所得金額であり、その内訳は、別紙8の「平成15年分」欄のとおりである(乙28参照)。

b 海外口座運用損 △39万2700円

上記金額は、原告がMに対し、スイスのプライベートバンクにおいて開設した匿名口座の資金運用を委託したことに伴い生じた運用損の金額である(乙29参照)。

イ 上場株式等に係る譲渡所得の金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑤)

1億4736万4814円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 上場株式等の譲渡に係る収入金額 9億7581万1860円

上記金額は、原告がK証券株式会社(以下「K証券」という。)及びL証券株式会社(以

下「L証券」という。)においてそれぞれ開設した各特定口座で行った上場株式等の譲渡に係る収入金額の合計額であり、その内訳は以下のとおりである(乙30参照)。

a K証券分 7億8939万0550円

b L証券分 1億8642万1310円

(イ) 上場株式等の譲渡に係る取得費等の額 8億2844万7046円

上記金額は、原告が譲渡した上記(ア)の上場株式等に係る取得費及び譲渡に要した費用等の合計額であり、その内訳は以下のとおりである(乙30参照)。

a K証券分 6億5306万6759円

b L証券分 1億7538万0287円

ウ 所得控除の合計額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑥) 283万9600円

上記金額は、次の(ア)から(カ)までの合計額である。

(ア) 社会保険料控除の額 12万6600円

上記金額は、原告が平成15年において支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除(所得税法74条)の対象となる金額である。

(イ) 生命保険料控除の額 5万円

上記金額は、原告が平成15年において支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除(所得税法76条)の額である。

(ウ) 損害保険料控除の額 3000円

上記金額は、原告が平成15年において支払った損害保険料の金額を基に計算される損害保険料控除(所得税法77条)の額である。

(エ) 配偶者控除の額 38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される配偶者控除(所得税法83条)の額である。

(オ) 扶養控除の額 190万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される扶養控除(所得税法84条)の額である。

(カ) 基礎控除の額 38万円

上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除(所得税法86条)の額である。

エ 課税総所得金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑦) 6527万2000円

上記金額は、上記アの総所得金額6811万2280円から上記ウの所得控除の合計額283万9600円を控除した後の金額である。

オ 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑧)

1億4736万4000円

上記金額は、上記イの上場株式等に係る譲渡所得の金額1億4736万4814円について、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 納付すべき税額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑭) 3172万6100円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額から(ウ)の金額を差し引いた後の金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑩)

2166万0640円

上記金額は、上記エの課税総所得金額に、所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。

(イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する税額 (別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑪) 1031万5480円

上記金額は、上記オの上場株式等に係る課税総所得金額に、租税特別措置法 (以下「措置法」という。) 37条の11第1項 (ただし、平成20年法律第23号による改正 (廃止) 前のもの。以下同じ。) 所定の税率を適用して算出した金額である。

(ウ) 定率減税額 (別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑫) 25万円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項により所得税額から控除される金額である。

(4) 平成16年分

ア 総所得金額 (別紙6-1の「平成16年分」欄の順号①) 9189万8650円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 事業所得の金額 (別紙6-1の「平成16年分」欄の順号②) 7160万9084円

上記金額は、本件各事業に係る総収入金額から売上原価及び必要経費を控除した後の所得金額であり、その内訳は、別紙7の「平成16年分」欄の各金額のとおりである。

(イ) 雑所得の金額 (別紙6-1の「平成16年分」欄の順号④) 2028万9566円

上記金額は、次のaからdまでの各金額を通算した金額である。

a 私募債償還差益等 418万7055円

上記金額は、原告がMを通じて購入したB発行に係る私募債の償還差益等の所得金額であり、その内訳は、別紙8の「平成16年分」欄のとおりである (乙28参照)。

b 乙に預けた資金の運用利益 1148万9503円

上記金額は、原告が知人である乙 (以下「乙」という。) に資金を預け、株式投資により運用させて得た運用利益である (別紙9参照)。

c 匿名組合出資金に係る利益配当金 485万8342円

上記金額は、原告が有限会社f (以下「f社」という。) に対して出資した匿名組合出資金に対する利益配当金の金額である (乙31参照)。

d 海外口座運用損 △24万5334円

上記金額は、原告がMに対し、スイスのプライベートバンクに開設した匿名口座の資金運用を委託したことに伴い生じた運用損の金額である (乙29参照)。

イ 上場株式等に係る譲渡所得の金額 (別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑤)

1億5756万7583円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を控除した後の金額である。

(ア) 上場株式等の譲渡に係る収入金額 21億8418万3008円

上記金額は、原告がK証券及びL証券においてそれぞれ開設した各特定口座で行った上場株式等の譲渡に係る収入金額の合計額であり、その内訳は以下のとおりである (乙32参照)。

a K証券分 5億1716万9200円

b L証券分 16億6701万3808円

(イ) 上場株式等の譲渡に係る取得費等の額 20億2661万5425円

上記金額は、原告が譲渡した上記(ア)の上場株式等に係る取得費及び譲渡に要した費用の額等の合計額であり、その内訳は以下のとおりである (乙32参照)。

a K証券分 4億8281万7212円

- b L証券分 15億4379万8213円
- ウ 所得控除の合計（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑥） 377万4200円
 上記金額は、次の(ア)から(カ)までの合計額である。
- (ア) 社会保険料控除の額 81万1200円
 上記金額は、原告が平成16年において支払った国民健康保険の保険料の金額であり、社会保険料控除（所得税法74条）の対象となる金額である。
- (イ) 生命保険料控除の額 5万円
 上記金額は、原告が平成16年において支払った生命保険料の金額を基に計算される生命保険料控除（所得税法76条）の額である。
- (ウ) 損害保険料控除の額 3000円
 上記金額は、原告が平成16年において支払った損害保険料の金額を基に計算される損害保険料控除（所得税法77条）の額である。
- (エ) 配偶者控除の額 38万円
 上記金額は、原告の総所得金額から控除される配偶者控除（所得税法83条）の額である。
- (オ) 扶養控除の額 215万円
 上記金額は、原告の総所得金額から控除される扶養控除（所得税法84条）の額である。
- (カ) 基礎控除の額 38万円
 上記金額は、原告の総所得金額から控除される基礎控除（所得税法86条）の額である。
- エ 課税総所得金額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑦） 8812万4000円
 上記金額は、上記アの総所得金額9189万8650円から上記ウの所得控除の合計額377万4200円を控除した後の金額である。
- オ 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑧） 1億5756万7000円
 上記金額は、上記イの上場株式等に係る譲渡所得の金額1億5756万7583円について、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた金額である。
- カ 納付すべき税額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑭） 3992万3900円
 上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額から(ウ)及び(エ)の各金額を差し引いた後の金額である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑩） 3011万5880円
 上記金額は、上記エの課税総所得金額に、所得税法89条1項及び負担軽減措置法4条所定の税率を適用して算出した金額である。
- (イ) 上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する税額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑪） 1102万9690円
 上記金額は、上記オの上場株式等に係る課税総所得金額に、措置法37条の11第1項所定の税率を適用して算出した金額である。
- (ウ) 定率減税額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑫） 25万円
 上記金額は、負担軽減措置法6条2項により所得税額から控除される金額である。
- (エ) 源泉徴収税額（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑬） 97万1668円

上記金額は、上記ア(イ) c の f 社からの利益配当金につき源泉徴収された所得税の額である。

2 本件各課税期間の消費税等の各決定処分の根拠について

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである（別紙6-2参照）。

(1) 平成15年課税期間

ア 消費税

(ア) 課税標準額（別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号①）

8億6939万5000円

上記金額は、次のaからcまでの各金額の合計額9億1286万5643円に105分の100の割合を乗じて算出した金額（消費税法28条1項括弧書きに基づき、当該合計額に含まれる消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額。ただし、通則法118条1項により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

a 課税資産の譲渡等の対価の額である飲食売上高の額 8億6965万5960円

上記金額は、本件キャバクラ事業及び本件居酒屋事業に係る各売上高の合計額である（別紙10の「平成15年課税期間」の「飲食売上高の額」欄参照）。

b 課税資産の譲渡等の対価である店舗転貸料の額 2539万円

上記金額は、本件店舗転貸事業に係る収入の合計額である（別紙10の「平成15年課税期間」の「店舗転貸料の額」欄参照）。

c 課税資産の譲渡等の対価の額である雑収入の額 1781万9683円

上記金額は、原告が本件ホステスから徴収した制服代及び送り代並びに顧客から受領したカード手数料の合計額である（別紙10の「平成15年課税期間」の「雑収入」欄参照）。

(イ) 消費税額（別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号②）

3477万5800円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号③）

893万3568円

上記金額は、原告が平成15年課税期間において行った課税仕入れの合計額2億3450万6172円（別紙10の「平成15年課税期間」の「課税仕入れの額」欄参照）に、消費税法30条1項に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号④）

2584万2200円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額

2584万2200円

上記金額は、上記(エ)の納付すべき消費税額である（地方税法72条の77第2号、

72条の82、以下同じ。)

(イ) 納付すべき地方消費税額 (別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号⑤)

646万0500円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法72条の83所定の税率100分の25の割合を乗じて算出した金額 (ただし、地方税法20条の4の2第3項に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。) である。

ウ 納付すべき消費税等の額 (別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号⑥)

3230万2700円

上記金額は、上記ア(エ)及びイ(イ)の各金額の合計額である。

(2) 平成16年課税期間

ア 消費税

(ア) 課税標準額 (別紙6-2の「平成16年課税期間」欄の順号①)

7億2476万1000円

上記金額は、次のaからcまでの各金額の合計額7億6099万9275円に105分の100の割合を乗じて算出した金額である。

a 課税資産の譲渡等の対価の額である飲食売上高の額 6億6827万5255円

上記金額は、本件キャバクラ事業及び本件居酒屋事業に係る各売上高の合計額である (別紙10の「平成16年課税期間」の「飲食売上高の額」欄参照)。

b 課税資産の譲渡等の対価である店舗転貸料の額 8000万円

上記金額は、本件店舗転貸事業に係る収入の合計額である (別紙10の「平成16年課税期間」の「店舗転貸料」欄参照)。

c 課税資産の譲渡等の対価の額である雑収入の額 1272万4020円

上記金額は、原告が本件ホステスから徴収した制服代及び送り代並びに顧客から受領したカード手数料の合計額である (別紙10の「平成16年課税期間」の「店舗転貸料」欄参照)。

(イ) 消費税額 (別紙6-2の「平成16年課税期間」欄の順号②)

2899万0440円

上記金額は、上記(ア)の金額に、消費税法29条所定の税率100分の4の割合を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別紙6-2の「平成16年課税期間」欄の順号③)

698万1587円

上記金額は、原告が平成16年課税期間において行った課税仕入れの合計額1億8326万6661円 (別紙10の「平成16年課税期間」の「課税仕入れ」欄参照) に、消費税法30条1項に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額 (別紙6-2の「平成16年課税期間」欄の順号④)

2200万8800円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を差し引いた後の金額である。

イ 地方消費税

(ア) 課税標準となる消費税額

2200万8800円

上記金額は、上記ア(エ)の納付すべき消費税額である。

(イ) 納付すべき地方消費税額 (別紙 6-2 の「平成 16 年課税期間」欄の順号⑤)

550万2200円

上記金額は、上記(ア)の金額に地方税法 72 条の 83 所定の税率 100 分の 25 の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき消費税等の額 (別紙 6-2 の「平成 16 年課税期間」欄の順号⑥)

2751万1000円

上記金額は、上記ア(エ)及びイ(イ)の各金額の合計額である。

3 本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分及び本件各課税期間の消費税等の各決定処分の適法性について

(1) 本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分の適法性について

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の納付すべき所得税額は、上記 1 (1) エ、同(2)エ、同(3)カ及び同(4)カのとおり、それぞれ、

平成 13 年分	1999万2400円
平成 14 年分	3091万0300円
平成 15 年分	3172万6100円
平成 16 年分	3992万3900円

であるところ、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分に係る納付すべき税額は、それぞれ、

平成 13 年分	1999万2400円
平成 14 年分	3091万0300円
平成 15 年分	3172万6100円
平成 16 年分	3844万3900円

であって、平成 13 年分から平成 15 年分までについては、被告が本訴において主張する納付すべき税額と同額であり、平成 16 年分については、被告が本訴において主張する納付すべき税額を下回るから、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分はいずれも適法である (別紙 3-1 から 3-4 までの各「納付すべき税額」欄参照)。

(2) 本件各課税期間の消費税等の各決定処分の適法性について

被告が本訴において主張する原告の平成 15 年課税期間及び平成 16 年課税期間の納付すべき消費税等の額は、上記 2 (1) ウ及び同(2)ウのとおり、それぞれ、3230万2700円及び2751万1000円であるところ、これらの金額は、本件各課税期間の消費税等の各決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である (別紙 3-5 及び 3-6 の各「納付すべき消費税等の額」欄参照)。

4 各賦課決定処分の根拠について

原告は、自身が事業を営んでいたにもかかわらず、その経営主体が原告であることを偽るために法人名義で営業許可を取得するなどの事実を偽装して事業所得を得ていたほか、当該偽装行為により課税を免れた資金を株式や匿名組合への投資等に流用して譲渡所得及び雑所得を得ていたところ、雑所得については、極めて秘匿性の高いスイスの銀行の匿名口座を利用して運用するなど、課税庁において把握が困難な所得をあえて申告しなかったのであり、また、譲渡所得については、所得税の公示制度の適用を回避する目的で、所得税額が 1000 万円以下になるよう確定的な意図の下に過少申告を行っていたのであって、このような原告の行為及び事実関係に鑑

みれば、原告は、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について、単に過少申告を行った、あるいは申告自体を行わなかったものというだけではなく、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき過少な申告を行い、あるいは申告自体を行わなかったというべきである。

したがって、これらの行為が、通則法68条（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）1項及び2項所定の「課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき」、「納税申告書を提出していたとき」又は「法定申告期限までに納税申告書を提出せず」に該当することは明らかであるから、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分及び本件各課税期間の消費税等の各決定処分に基づき納付すべきこととなる所得税及び消費税等の額に対しては、同項及び地方税法附則9条の9第1項に基づき、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

そして、上記3のとおり、本件各年分の所得税の決定処分又は更正処分及び本件各課税期間の消費税等の各決定処分はいずれも適法であるところ、これらの処分に基づき原告が納付すべきこととなる税額を基礎として算出される重加算税の額は、それぞれ次のとおりである。

(1) 本件各年分の所得税の重加算税の額について

ア 平成13年分（別紙6-1の「平成13年分」欄の順号⑮） 799万6000円

上記金額は、平成13年分所得税の決定処分により原告が納付すべきこととなる税額1999万円（別紙3-1の「審査裁決」欄の順号⑨の金額。ただし、通則法118条3項により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、これに通則法68条2項に基づき100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成14年分（別紙6-1の「平成14年分」欄の順号⑮） 1236万4000円

上記金額は、平成14年分所得税の決定処分により原告が納付すべきこととなる税額3091万円（別紙3-2の「更正処分等」欄の順号⑨の金額）を基礎として、これに通則法68条2項に基づき100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成15年分（別紙6-1の「平成15年分」欄の順号⑮） 788万9000円

上記金額は、平成15年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額2254万円（別紙3-3の「審査裁決」欄の順号⑬から同表の「確定申告」欄の順号⑬を控除した金額）を基礎として、これに通則法68条1項に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

エ 平成16年分（別紙6-1の「平成16年分」欄の順号⑮） 1058万0500円

上記金額は、平成16年分所得税の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる税額3023万円（別紙3-4の「異議決定」欄の順号⑬から同表の「確定申告」欄の順号⑬を控除した金額）を基礎として、これに通則法68条1項に基づき100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件各課税期間の消費税等の重加算税について

ア 平成15年課税期間分（別紙6-2の「平成15年課税期間」欄の順号⑦）

1292万円

上記金額は、平成15年課税期間の消費税等の決定処分により原告が納付すべきこととなる税額3230万円（別紙3-5の「審査裁決」欄の順号④の金額）を基礎として、これに通則法68条2項に基づき100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成16年課税期間分（別紙6-2の「平成16年課税期間」欄の順号⑦）

1100万4000円

上記金額は、平成16年課税期間の消費税等の決定処分により原告が納付すべきこととなる税額2751万円（別紙3-6の「更正処分等」欄の順号④の金額）を基礎として、これに通則法68条2項に基づき100分の40の割合を乗じて算出した金額である。

5 各賦課決定処分の適法性について

(1) 本件各年分の所得税の重加算税の賦課決定処分の適法性について

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税の重加算税の額は、上記4(1)アからエまでのとおり、それぞれ、

平成13年分 799万6000円

平成14年分 1236万4000円

平成15年分 788万9000円

平成16年分 1058万0500円

であるところ、これらの金額は、本件各年分の所得税の重加算税の賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である（別紙3-1から3-4までの各「重加算税」欄参照）。

(2) 本件各課税期間の消費税等の重加算税の賦課決定処分の適法性について

被告が、本訴において主張する原告の本件各課税期間の消費税等の重加算税の額は、上記4(2)ア及びイのとおり、それぞれ、

平成15年課税期間 1292万円

平成16年課税期間 1100万4000円

であるところ、これらの金額は、本件各課税期間の消費税等の重加算税の賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分はいずれも適法である（別紙3-5及び3-6の各「重加算税」欄参照）。

本件各月分の源泉所得税額等の被告主張額

(単位：円)

	給与等の支払額	源泉所得税額	重加算税額
平成14年1月分	21,392,367	3,240,377	1,134,000
平成14年2月分	51,139,168	7,194,808	2,516,500
平成14年3月分	30,891,878	4,339,750	1,515,500
平成14年4月分	86,510,213	12,066,850	4,221,000
平成14年5月分	58,392,704	8,279,803	2,894,500
平成14年6月分	25,591,595	3,548,910	1,239,000
平成14年7月分	77,188,680	10,291,403	3,601,500
平成14年8月分	23,791,817	3,392,448	1,186,500
平成14年9月分	70,717,052	9,207,364	3,220,000
平成14年10月分	53,161,156	7,471,356	2,614,500
平成14年11月分	31,993,578	4,600,940	1,610,000
平成14年12月分	81,916,699	12,577,009	4,399,500
平成15年1月分	59,693,763	8,943,835	3,129,000
平成15年2月分	51,612,962	7,801,508	2,730,000
平成15年3月分	50,734,430	6,852,323	2,397,500
平成15年4月分	50,508,020	7,190,697	2,516,500
平成15年5月分	23,382,786	3,215,936	1,123,500
平成15年6月分	68,051,787	9,789,085	3,423,000
平成15年7月分	44,244,966	6,061,079	2,121,000
平成15年8月分	28,861,752	4,242,617	1,484,000
平成15年9月分	61,639,343	8,294,427	2,901,500
平成15年10月分	46,328,610	6,077,271	2,124,500
平成15年11月分	26,732,404	3,690,027	1,291,500
平成15年12月分	67,425,872	9,305,368	3,255,000
平成16年1月分	30,924,813	4,925,353	1,722,000
平成16年2月分	43,297,937	5,797,156	2,026,500
平成16年3月分	45,740,038	6,309,110	2,205,000
平成16年4月分	35,312,370	5,336,194	1,865,500
平成16年5月分	35,951,024	5,310,579	1,858,500
平成16年6月分	37,726,180	5,713,663	1,998,500
平成16年7月分	25,612,838	3,823,091	1,337,000
平成16年8月分	52,548,458	8,015,883	2,803,500
平成16年9月分	34,776,925	4,806,352	1,680,000
平成16年10月分	26,122,192	3,966,302	1,386,000
平成16年11月分	48,139,647	7,506,137	2,625,000
平成16年12月分	42,079,890	7,026,845	2,457,000
平成17年1月分	33,576,849	5,158,842	1,802,500
平成17年2月分	27,466,492	4,044,012	1,414,000
平成17年3月分	26,135,552	3,623,815	1,267,000
平成17年4月分	18,978,958	2,735,292	955,500
合 計	1,756,293,765	251,773,817	88,053,000

被告主張額(所得税)

(単位：円)

		平成 13 年分	平成 14 年分	平成 15 年分	平成 16 年分	
総所得金額		①	64,870,014	94,401,528	68,112,280	91,898,650
内 訳	事業所得の金額	②	60,242,014	92,674,728	60,241,414	71,609,084
	給与所得の金額	③	4,628,000	1,726,800	—	—
	雑所得の金額	④	—	—	7,870,866	20,289,566
上場株式等に係る譲渡所得の金額		⑤	—	—	147,364,814	157,567,583
所得控除の額の合計額		⑥	3,190,102	3,320,875	2,839,600	3,774,200
課税される総所得金額		⑦	61,679,000	91,080,000	65,272,000	88,124,000
課税される上場株式等に係る譲渡所得の金額		⑧	—	—	147,364,000	157,567,000
算出税額 (⑩ + ⑪)		⑨	20,331,230	31,209,600	31,976,120	41,145,570
内 訳	⑦に対する税額	⑩	20,331,230	31,209,600	21,660,640	30,115,880
	⑧に対する税額	⑪	—	—	10,315,480	11,029,690
定率減税額		⑫	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		⑬	88,800	49,280	0	971,668
納付すべき税額		⑭	19,992,400	30,910,300	31,726,100	39,923,900
重加算税		⑮	7,996,000	12,364,000	7,889,000	10,580,500

被告主張額(消費税等)

(単位：円)

		平成15年課税期間	平成16年課税期間
課税標準額	①	869,395,000	724,761,000
消費税額	②	34,775,800	28,990,440
控除対象仕入税額	③	8,933,568	6,981,578
納付すべき消費税額 (②-③)	④	25,842,200	22,008,800
納付すべき地方消費税額	⑤	6,460,500	5,502,200
納付すべき消費税等の額 (④+⑤)	⑥	32,302,700	27,511,000
重加算税	⑦	12,920,000	11,004,000

別紙 7 ～ 1 1 省略